

令和5年第4回

おいらせ町議会定例会

会議録第3号

おいらせ町議会 令和5年第4回定例会記録

おいらせ町議会 令和5年第4回定例会記録				
招集年月日	令和5年12月12日(火)			
招集の場所	おいらせ町役場本庁舎議場			
開 会	令和5年12月12日 午前10時01分 議長宣告			
延 会	令和5年12月12日 午後 3時27分 議長宣告			
応 招 議 員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1 番	小 向 幸 祐	2 番	大 浦 陽 子
	3 番	小笠原 伸 也	4 番	沢 尾 宏 之
	5 番	柏 崎 勉	6 番	佐々木 勝
	7 番	澤 上 訓	8 番	木 村 忠 一
	9 番	田 中 正 一	10 番	日野口 和 子
	11 番	平 野 敏 彦	12 番	檜 山 忠
	13 番	川 口 弘 治	14 番	西 館 芳 信
	15 番	吉 村 敏 文	16 番	松 林 義 光
不応招議員	なし			
出席議員	16名			
欠席議員	なし			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	成 田 隆	副 町 長	小 向 仁 生
	総 務 課 長	成 田 光 寿	政 策 推 進 課 長	柏 崎 勝 徳
	財 政 管 財 課 長	岡 本 啓 一	ま ち づ くり 防 災 課 長	田 中 淳 也
	税 務 課 長	久 保 田 優 治	町 民 課 長	松 山 公 士
	保 健 こ ど も 課 長	鈴 木 政 康	介 護 福 祉 課 長	澤 頭 則 光
	農 林 水 産 課 長	西 館 道 幸	商 工 観 光 課 長	柏 崎 和 紀
	地 域 整 備 課 長	栗 嶋 泰 幸	会 計 管 理 者	小 向 正 志
	病 院 事 務 長	田 中 貴 重	教 育 委 員 会 教 育 長	松 林 義 一
	学 務 課 長	福 田 輝 雄	社 会 教 育 ・ 体 育 課 長	三 村 俊 介
	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	田 中 直 喜	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	成 田 光 寿
	農 業 委 員 会 会 長	松 林 勝 智	農 業 委 員 会 事 務 局 長	西 館 道 幸
監 査 委 員	柏 崎 堅 一	監 査 委 員 事 務 局 長	佐 々 木 拓 仁	

本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局 長	佐々木 拓 仁	事務局 次 長	木 村 英 樹
	事務局 主 幹	原 本 愁 子		
町 長 提 出 議 案 の 題 目	1	報告第 8 号	専決処分の報告について（自動車破損に係る損害賠償の額の決定について）	
	2	報告第 9 号	専決処分の報告について（自動車破損に係る損害賠償の額の決定について）	
	3	報告第 10 号	専決処分の報告について（自動車破損に係る損害賠償の額の決定について）	
	4	報告第 11 号	専決処分の報告について（自動車破損に係る損害賠償の額の決定について）	
	5	議案第 50 号	地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	
	6	議案第 51 号	おいらせ町公共施設使用料及び減免基準の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	
	7	議案第 52 号	おいらせ町下水道事業の設置等に関する条例の制定について	
	8	議案第 53 号	おいらせ町下水道事業整備基金条例の制定について	
	9	議案第 54 号	おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	
	10	議案第 55 号	おいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例について	
	11	議案第 56 号	おいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	
	12	議案第 57 号	おいらせ町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について	
	13	議案第 58 号	おいらせ町甲洋・下田小学校区子育て世代定住助成金交付条例の一部を改正する条例について	
	14	議案第 59 号	おいらせ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	
	15	議案第 60 号	おいらせ町印鑑条例の一部を改正する条例について	
	16	議案第 61 号	おいらせ町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について	
	17	議案第 62 号	おいらせ町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について	
	18	議案第 63 号	財産の無償譲渡について	
	19	議案第 64 号	令和 5 年度おいらせ町一般会計補正予算（第 5 号）について	
	20	議案第 65 号	令和 5 年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について	
	21	議案第 66 号	令和 5 年度おいらせ町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について	
	22	議案第 67 号	令和 5 年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について	
	23	議案第 68 号	令和 5 年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について	

町長提出 議案の題目	24 議案第69号 令和5年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について	
	25 議案第70号 令和5年度おいらせ町病院事業会計補正予算(第3号)について	
議員提出 議案の題目	1 委員会の閉会中の継続調査申出について(議会運営委員会)	
開 議	午前10時01分	
議事日程	議長は、本日の議事日程を次のとおり報告した。(別添付)	
会議録署名 議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。	
	11番 平野 敏彦 議員	
	12番 檜山 忠 議員	
議 案 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言 者 の 要 旨
会議成立	事務局長 (佐々木拓仁君)	おはようございます。 議場内の皆様をお願い申し上げます。 議場内では携帯電話等の電源を切るか、マナーモードに設定くださるようお願いいたします。 修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。ご着席ください。
	吉村副議長	おはようございます。松林議長は所用により欠席との連絡があり

開会宣言		<p>ましたので、地方自治法第106条第1項により、副議長が議長の職務を行いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>ただいまの出席議員数は15人です。</p> <p>定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。</p> <p>なお、16番、松林義光議員は欠席でございます。</p> <p style="text-align: right;">(開会時刻 午前10時01分)</p>
議事日程報告	吉村副議長	<p>本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。</p>
一般質問	吉村副議長	<p>日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。</p> <p>一般質問は、通告により順に発言し、次の質問に入る際は、その旨を告知し、発言してください。</p> <p>おいらせ町議会会議規則第54条により「発言は簡明とし、議題外にわたり範囲を超えてはならない」とされておりますので、改めてお知らせいたします。</p> <p>それでは、5席3番、小笠原伸也議員の一般質問を許します。</p> <p>3番。</p>
質疑	3番 (小笠原伸也君)	<p>3番、小笠原伸也です。よろしくお願いいたします。</p> <p>現在おいらせ町は、町の幸福度自治体ランキング東北で1位と、11月に大きく新聞に報道されております。大変うれしいニュースだと思います。理由としまして、交通や生活の利便性が高い。子育て世代に最適なベッドタウンとなっておるようです。しかしながら、まだまだ地域住民から見れば諸問題があり、実感も湧かないということもあるようです。</p> <p>おいらせ町は56個の各町内会の集合体と見るができるかと思えます。56個の町内会の集合体と見ると、各町内会の諸問題、これを解決することで、さらに町民の幸福度が向上する。幸福度につなげて、さらに町の発展につなげたいと思えます。</p> <p>通告に従いまして、1問1答方式で質問させていただきます。</p> <p>1番、町内会に対する取り組みについて、町内会は住みよい地域づくりのための任意団体であり、地域に住む人たちの自由な意思によって結成されております。また、行政は町民の生活を守り、豊かにするための組織であります。そのことを踏まえ、町内会に関連し</p>

		<p>た質問をさせていただきます。</p> <p>(1) 番、町内会と行政の関係について、ア、町内会の現状として、地域の少子高齢化や人口減少の影響を受けており、町内会加入率が低く、組織的な運営が非常に難しい状態にあります。そのことで、おいらせ町が「町内会と行政の関係」、このことをどのように考えているのか。また、「町内会の現状や問題点」、これをどのように捉えているのかお聞きします。</p>
答弁	<p>吉村副議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>5席3番、小笠原伸也議員のご質問にお答えします。</p> <p>まず、「町内会と行政の関係」についてであります。町ができない様々な部分において協力いただいております。町内会がなければ行政が成り立っていかないのも事実であります。また地域コミュニティの形成には、町内会の活動が欠かせないものと認識しております。</p> <p>次に、「町内会の現状や問題点」についてですが、役員の高齢化や後継者不足、町内会活動への参加者の減少、加入率の低下や近所付き合いの希薄化など、様々な問題を抱えているものと思っております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>吉村副議長</p> <p>3番 (小笠原伸也君)</p>	<p>3番。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>追加質問になりますが、最新の町内会の加入率、これはどのくらいなのか。また、それを加入率改善のために、行政が加入促進に取り組んでいる事項、これがあれば教えてください。</p>
答弁	<p>吉村副議長</p> <p>まちづくり防災課長 (田中淳也君)</p>	<p>答弁を求めます。まちづくり防災課長。</p> <p>質問にお答えします。</p> <p>まず、加入率についてですが、最新と言われましたけれども、4年度末の加入率についてお知らせいたします。56町内で加入率が65.7%となっております。</p> <p>それで、町内会の加入の促進ということで質問がありましたが、</p>

<p>質疑</p>	<p>吉村副議長</p> <p>3番 (小笠原伸也君)</p>	<p>町が直接行っているということではありませんが、まちづくり活動助成金という補助金の制度がありまして、町内会の加入促進をする町内会に対しては補助金を2分の1、上限10万円ということで交付をして実施しているところでもあります。</p> <p>以上です。</p> <p>3番。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>昨日の一般質問でも様々町内会に関連する質問が出たようです。ある町内会によっては、お墓の管理までしているんだと。これはもう町内会にとっては、様々な役割があるんだと、改めて私も実感したところがございます。</p> <p>同じような問題というか、例年あるように聞いております。4月と12月に、56の町内会長さんがみなくる館に集まりまして、町長ほか役場の各課の課長、これが一堂にそろって情報交換会を行っているという、実施されていることになっております。</p> <p>このときに、町内会役員の後継者不足、マナー低下による家庭ごみの処理の問題、これが毎年のように同じような問題が出されているようです。行政サイドとしましては、町内会に十分対応しているか見ていいのか。それから、これまでに行政サイドで取り組んで大きく改善されてきている点があったら教えてほしいと思います。</p>
<p>答弁</p>	<p>吉村副議長</p> <p>まちづくり防災課長 (田中淳也君)</p>	<p>まちづくり防災課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>まず、後継者不足に関してでありますけれども、直接的に全体の会議としては、話題として挙げてはおりませんけれども、昨年度連合町内会の情報交換会等に出席しておりまして、その中で各町内の課題、問題点等を出していただいております。その中で、各町内会で行っている、こういうことをやっているんだということをいろいろ話ししていただいて、情報共有を図ったり、町内に戻ってそれを自分たちの地域に合った地域づくりといたしますか、後継者をどうするかという地域の問題を解決するようにしているのかなと思っておりますし、町としては、そのところにどう支援していけばいいかと</p>

<p>答弁</p>	<p>吉村副議長</p> <p>町民課長 (松山公士君)</p>	<p>ということで考えておりました、できれば町内会ごとに、たくさんいる世帯のところもありますし、少ないところもありますし、そういうところを考えると、個別に相談を受けながら一緒に考えていくことがよいのだろうなと思っております。</p> <p>以上です。</p> <p>町民課長。</p> <p>小笠原議員の2点目の家庭ごみの処理の問題について、お答えいたします。</p> <p>確かに分別マナーが悪いごみの集積所が、特に北部地区においてございまして、その件につきましては、毎年そういうごみ出しが悪い部分で連絡が来ますと、我々でも行って、その集積場を調べてどういう状況かというのを把握しておりまして、最終的に残ったごみは、町民課で持って行って分別するというのもしておりました。</p> <p>今年度も意見交換を、そういう町内会の会長さんと話して、ごみの問題についてはうちだけではなく、全国的にもやはりいろいろ問題となっております、そういった部分で先進地のいろいろな事例を調べたりして、徐々にでもごみ出しマナーがよくなるようにということで、町内会の方々と連携しながらごみ出しマナーのアップ、改善に向けて努力してまいっているところでございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>吉村副議長</p> <p>3番 (小笠原伸也君)</p>	<p>3番。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>では、家庭ごみの件は、時と場合によっては、役場さんでも、実際現地に赴いて対応されているということのようです。</p> <p>次のイに行きます。ちょっとこれまでした質問と重複するかもしれませんが、イで、町内会運営交付金等は、町内会の自治振興活動に寄与している。ただし、現状を考えると町内会運営に様々な問題点が年々増加し、これまで実施できた活動（町道脇の除草作業や歩道の除雪、側溝の清掃等）ができないことも増えてきているかと思えます。これらの活動をシルバー人材なり業者へ依頼し、町内会を支援する分野、たくさん分野が、昨日もお墓の件まであるとい</p>

<p>答弁</p>	<p>吉村副議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>うことなので、そういった分野を、今後支援する分野がないのかどうか。増やすことができないのかどうかお聞きしたいと思います。</p> <p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>町内会運営交付金は、主に広報の配布や町内会活動に対する町からの支援として交付しているものであります。一方、町道の除草作業や歩道の除雪は、町と町内会等との協働による取組として任意の委託契約により作業を行っていただき、また、側溝清掃は、春の町内一斉清掃時は委託により、それ以外ではボランティアにより作業を行っていただいております。</p> <p>いずれの作業も、町内会等からの作業が難しい箇所があるなどの相談に応じて、町で作業を行うなどの対応をしているところであります。今後も町内会等との相談をしながら、現在の取組を継続していきたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>吉村副議長</p> <p>3番 (小笠原伸也君)</p>	<p>3番。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>町内会で対応が難しいところは、役場でも検討していくということだと思います。分かりました。</p> <p>追加の質問になりますが、町内会について、主にまちづくり防災課さんで町内会を担当しているということだと思うんですが、パートナーシップ除草、除雪、これについては地域整備課、それからごみに関しては町民課ということで、町内会の相談窓口が1カ所になってないところで、ある場合はこちらの本庁舎の2階なんですよ、まちづくり防災課。何か相談があったら2階に行く。あと家庭ごみの件も相談したいとなったら、こちら町民課でありますね。パートナーシップ提供とか除草とか除雪の話になると、今度分庁舎に行かなければいけないということで、町民からしてみると、何か分かりづらいというか大変だと、そういったことになるかと思うんですね。役場で窓口を一本化することはできないんでしょうか。お聞きしたいと思います。</p>

<p>答弁</p>	<p>吉村副議長 副町長 (小向仁生君)</p>	<p>答弁を求めます。副町長。</p> <p>ただいま組織の問題だと捉えました。町民からすれば、方々に相談の業務が分かれていて、確かに紛らわしいと思うかもしれませんが、そういう相談があれば、個々の相談があれば、それぞれの課で対応して、自分のところでないとすれば、そちらを担当課に回す仕組みをつくっておりますので、それでこれからも進めていきたいと思えます。</p> <p>1つの課でもって町内会を一括するんだということであれば、それは確かに町民にとっては便利なのかもしれませんが、そのことによって人員を配置しなければならない。それに伴って経費が増えていくという問題も出てきますので、これは組織上の問題として、役場として検討に値するかもしれませんが、現在はこのままで進めていきたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>吉村副議長 3番 (小笠原伸也君)</p>	<p>3番。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>役場サイドの人事、配置の件、予算の件が絡んでくるということで、奥が深い問題でもあるんだろうなということですよね。検討していただければなと思えます。</p> <p>次の質問に行きたいと思えます。</p> <p>(2)番、公園の管理について、ア、町内会で主に管理している「農村公園」、これはおいらせ町内に5カ所あるようです。は、敷地面積が広く整備・維持管理が大変であります。公園利用実態から見て、利用者少数の公園があった場合、これは廃園にする考えはありませんか。</p>
<p>答弁</p>	<p>吉村副議長 町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>「農村公園」は、地域住民の健康増進及び憩いの場を提供し、地域連帯の醸成や青少年児童の健全育成を図る農村地域の環境整備の</p>

		<p>一環として、町内主要集落に設置されたものであります。管理・運営については、主に施設を利用する対象地区内の利用団体に、町が管理を委託しています。</p> <p>確かに、農村地域は少子高齢化により、利用者数が減少しているかもしれませんが、地域の要望等により整備した施設であり、利用実態が少ないという理由だけで施設を廃止することはできないものと思っております。そこで、地域の意見を聞いた上で、存廃の判断をするべきものと考えております。ですから、今のところ、どの地区からも廃止してほしいという要望は出ておりませんことをお知らせしておきます。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>吉村副議長</p> <p>3番 (小笠原伸也君)</p>	<p>3番。</p> <p>追加質問になりますけれども、人数とか利用実態、これ地域のなり役場なり把握しているのかなというのが1つあるんですね。</p> <p>それから、その農村公園の1つなんですが、阿光坊古墳群の遺跡の近くに、これまた本当にすぐ近くに阿光坊農村公園があるんですが、阿光坊の古墳群に新しい駐車場と立派なトイレが完成しております。阿光坊の古墳群自体が公園みたいになっているわけですね。だから、町内外から、もうあそこを見学とか散策みたいな感じで行くんだらうなと思うんですが、そのこのところに来て古い農村公園、阿光坊の農村公園、あそこはどう考えても、駐車場もないし、古いトイレがあったり、鉄棒があったりするわけですが、いまいち、あれ、どうやって使うのかなと悩むぐらい無駄でないかなと。もし使わないのであれば、敷地面積に応じて町で予算出している。1カ所大体10万円ぐらい出しているというお話も聞いていますので、そこをなくして、その10万円をよその農村公園なり、別な使い方もできるのではないかなと本当にそう思うんですが、阿光坊はいかがですか。</p>
<p>答弁</p>	<p>吉村副議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p>

<p>答弁</p>	<p>吉村副議長</p>	<p>今、実は小笠原さん知っているか知らないか、私の出身の集落なもんで、私から一言、弁解でもないし、一応説明をしておきます。</p> <p>阿光坊の古墳公園というんですか、整備される、相当年数は記憶にない数十年前でしょうけれども、地域の公園が必要だということで、しからばどういう理由をつければ国の補助金を使えるかなということで、多分農村環境に近いというか、農村地帯ですから農村公園という部分で補助事業を使って整備したものと思っております。</p> <p>当時はトイレもなかったし、ほとんど車で移動するんでない。ほとんどは阿光坊の集落の人たちが使う公園なもんで、歩いて行ける範囲で、大体集落の中心地に近いあそこに設置されたものと思っております。</p> <p>そういうことで、後々に阿光坊古墳公園ができて、トイレも立派なのができる、駐車場もできたということでありましてけれども、使い方とすれば、町内の盆踊りとか何か協議会があると、公園に行つて芝生を荒らすような競技とか遊びとか踊りはできないわけですね。そういう部分で町内では利用価値はあるものとは私は思っています。ただ町長の立場とすれば、自分の集落を守るのかという誤解をされる部分もあるかもしれません。そういう思いではなく、じかに目に入っているもので、じゃあ、よその農村公園のこと、あんた覚えたかということ、私ちょっと知らない部分もあります。取りあえず自分の出身の集落なもんで、そう答弁し、あとは担当課長からまた詳細について説明があるかもしれません。よろしく。答弁させます。</p>
	<p>農林水産課長 (西館道幸君)</p>	<p>農林水産課長。</p> <p>それでは、1点目の人数把握の部分ですけれども、公園ですから、不特定多数の方が、その地区を利用するということで、そこで特に人数等は、管理をお願いしている町内会等には、把握はお願いしておりません。</p> <p>ただ、この管理をしている団体の方々は、地域によっては、毎月そこに集まって清掃したりとか、草刈りをしたりとかということで交流の場として使ったりしている部分はありますので、そういう意味から言いますと、利用する、管理されている方は確実に使っているだろうし、地域の、先ほども町長が申し上げましたが、イベント等集まる機会があれば、そこで交流を深めていると認識しておりますの</p>

<p>質疑</p>	<p>吉村副議長</p> <p>3番 (小笠原伸也君)</p>	<p>で、実態としても全く使っていないということではなくて、通常は使っていないケースが多いかもしれませんが、やはり地域の集まりとか行事とか、そういった場合には利用されているということで、ご理解いただければと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>3番。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>これ5カ所で50万円超えている予算を、年間敷地面積に応じて出しているということなので、これは検討してほしいな。その50万円あれば、別の使い道あるのではないかな。これは町民の方も思っていると思います。</p> <p>特に農村公園、どっちかと言えば、旧下田町になっているところで、今の旧百石町には農村とついたところはないかと思っておりますけれども、予算の使い道、ちょっと偏りがあるような気がしております。</p> <p>次のイに行きたいと思っております。</p> <p>おいらせ病院前の河川敷公園がございますが、おいらせ病院前河川敷公園は、現在雑草が生い茂り、荒れ果てた状態で利用もできない状態になっています。付近には「ようこそ清流にはぐくまれたまち おいらせ町」と公共サインがあるわけですが、どう見てもこれは一致してない。2年前にも議会で一般質問されておりますが、県との協議で管理はおいらせ町ということがはっきり述べられてあります。除草以外にも、例えば立派なサーモンパークのように、今後整備していくのか。はたまた、もうやめる、廃園にする。これはどうお考えでしょうか。</p>
<p>答弁</p>	<p>吉村副議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>奥入瀬川の河川広場は、当時、水辺との触れ合いを中心とした河川利用と豊かな河川環境の保全に対する要請の高まりを背景とし、河川管理者である青森県が、奥入瀬川流域の市町を対象として、時限的に整備が行われておりました。</p> <p>当町においては、平成5年度から平成10年度に、幸運橋河川広</p>

		<p>場、川口河川広場、サーモンパークが整備され、その後、町で草刈りや樹木等の管理を行っております。</p> <p>整備後25年が経過し、現在では、河川の災害に対する要請が高まる中で、浸水区域が明らかになり、これまでの度重なる河川の増水や鮭まつりの休止などを受け、現在の管理内容となっております。</p> <p>議員ご質問の「除草以外にもサーモンパークのように今後整備していくのか」についてですが、施設の改修等について、県に確認したところ、改修等の予定はないとのことであり、管理については、これまでどおり町で年3回程度の草刈りを行っていきたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>吉村副議長</p> <p>3番 (小笠原伸也君)</p>	<p>3番。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>おいらせ病院が現在ありますので、多分病院の患者の方も使えるような憩いの公園を目指していたのかなという、そういう雰囲気があるんですが、現在は公園と称した看板もない状態になっていて、あれは多分公園だと判断できない人も、知らない人が多いんじゃないかなという状況になっているんですね。これもし町で管理するんだったら、予算をつけて、まず公園の看板をつける。それから危ないところがないかどうか歩道をしっかり点検するとか、今、植えているサツキとか、花壇があったかなという、もうぼうぼう状態になっているんですね。荒れ果てた状態になっているわけですよ。そこを何とかきれいな状態で、やっぱり清流に育まれているんだなと実感できるような公園にしてほしいなど、地域の特に町民の方はそう思っています。看板がありませんけれども、設置する予定はないですか。</p>
<p>答弁</p>	<p>吉村副議長</p> <p>地域整備課長 (栗嶋泰幸君)</p>	<p>地域整備課長。</p> <p>それでは、お答えいたします。</p> <p>幸運橋河川広場につきましては、議員ご指摘のとおり、草ぼうぼうで荒れ果てた状態ということで、当課でも確認はしております。</p>

質疑		<p>ただ、町長の答弁でもあったとおり、そういう状況の中での管理ということになります。今現状として、シルバー人材センター、年30人で、10人ずつ3回の草刈りをしていると、そういった状況の中でこういう対応をしていますよということになります。</p> <p>今年度河川の掘削工事によって、当時きれいに整備されていたわけですが、その後25年の経過に伴って今の状態にあるわけですが、今年度掘削工事が行われたことにより、当時の状況がいくらかでも見える状況になったのかなと思っております。</p> <p>まず、管理につきましては年3回、答弁のとおり継続しながらも、来年度以降は、河川広場については今年度購入しました直営での作業の機械、草刈り機械で来年対応できるような状況、体制になりますので、そういった直営での作業を含めて、いくらかでもできる限りいい景観を保つような形にしていきたいと思っております。</p> <p>看板につきましては、予算も伴うものですから、今のところ、来年度予算のところの作業中ですので、その中で検討させていただければと思います。</p> <p>以上です。</p>
	吉村副議長	3番。
	3番 (小笠原伸也君)	<p>ありがとうございます。</p> <p>看板の設置、予算つき次第、検討して下さるということをお聞きしました。立派になることを町民も願っているかと思っております。</p> <p>あと、2つ目の次の追加質問になるのですが、同じく河川敷、さっき町長もおっしゃっていましたが川口河川広場というのを知らない町民の方も多くいるかと思うのですが、この公園は漁港の近くにあるんですけれども、これまた公園かどうか分からないと。もう看板すらここもないんですね。舗装された歩道というか道路はあるんですよ。だから、これ以前は活用していたんだなど。ちょっとお聞きすると、野球場があったり、サッカー場があったらしいんですが、こちらの整備もやっていただきたい。特に川口地区の方とか知っている方は、やっぱり利用したいと、そう思うのではないかなと思っておりますので、こちらの整備の検討、これはちょっとお聞きしたいんですが。</p> <p>地域整備課長。</p>

<p>答弁</p>	<p>地域整備課長 (葉嶋泰幸君)</p>	<p>お答えいたします。</p> <p>川口河川広場、面積にしますと4万8,100平米ということで非常に大きな河川広場として、当時は供用開始されております。供用開始後、川の増水等により、1回野球場の施設、ベンチ・看板等が結構流されたり、破損されたりということがありました。河川の増水のたび、やはりそういった状況になるということで、なかなか管理も難しいなという状況であります。</p> <p>そうした中で整備ということですが、先ほどの答弁のとおり、まずは当時つくった状況にいくらでもできる限り近づけるということの管理が大事ななと思っておりますので、これまで川口は33人で1回の草刈りをしていますけれども、そういったプラスアルファをして、町での直営による作業ということで、新年度以降、管理の体制を強化してまいりたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>吉村副議長</p> <p>3番 (小笠原伸也君)</p>	<p>3番。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>公園、役場さんでも検討されていくことのようにです。</p> <p>次の質問に入ります。</p> <p>(3)番、空き家の管理について、ア、秋堂地区、これ秋堂地区というか、すぐ八幡町地区がもう隣接しているんですが、廃墟と化した旧フルマタ漬物工場敷地内にごみが放置されて、かなりの年月がたっております。また、雑草が生い茂った荒れ果てた状態となっております。周辺の景観を乱すだけでなく、火災や防犯上の理由から心配している町民が多くおります。行政指導を所有者に行い、改善させる考えがないか。この件は2年前にも議会で一般質問されております。県とともに状況確認がされて、進展があったのかどうかお聞きします。</p>
<p>答弁</p>	<p>吉村副議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>旧フルマタ漬物工場敷地内のごみ、廃プラスチックについては、昨</p>

<p>質疑</p>	<p>吉村副議長</p> <p>3番 (小笠原伸也君)</p>	<p>年の6月に土地・建物の所有者に対し、町と県で現地にて聞き取り調査を行い、今後の方針等について協議しております。</p> <p>大量の廃プラスチックは土地・建物の借り主が有価物として保管しており、コロナ禍の際に帰国して以降、連絡がとれない状況であることを確認したので、所有者には、施設出入り口に侵入防止用のロープなどの設置と借り主への廃プラスチック処理の連絡をするよう指導を行い、その後すぐに侵入防止柵を設置したことを現地立ち会いにより確認しています。</p> <p>今年度も敷地内の廃プラスチックの状況に変化がないため、所有者に確認したところ、借り主と連絡がつかないため、処理ができなかったということで、今後借り主と連絡がつかない場合でも、春に所有者で処理を行う予定であることを確認しています。</p> <p>また、現状、侵入防止柵につけている黒いシートがめくれ上がっていたり、敷地内の雑草等が生い茂っているため、年内にシートの取り付けや草刈りの実施をお願いしたところ、すぐに対応していただいております。</p> <p>以上です。</p> <p>3番。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>役場さんでも検討、連携をとりながら進めておると、協議しているということです。それから侵入防止柵、それから春に処理をするという内容を聞いて安心しております。</p> <p>先週、除草作業を関連の会社の方が、このフルマタの漬物工場、除草作業をされておりました。あとは昨日確認したら、徐々にですが、ごみ処理も、トラックに積んで運搬するという状況が見られました。先ほど町長がおっしゃるとおり、春に中心になって処理するというものようではありますが、改善されておるのかなと思います。これも役場さんのお力添えだと思います。町民の方も安心できるんではないかなと思いました。</p> <p>火災の件は、町内で先般大きな火災があっただけに、余計にごみに見えるものが放置されていると。あそこは奥入瀬川にも近いんですね。ということで、これまた清流に育まれた町と言えるかどうか。景観がすごく損なわれて、景観が悪い状況であったので、3月まで</p>
-----------	-------------------------------------	---

<p>答弁</p>	<p>吉村副議長</p>	<p>に改善されるということを確認していただいたので、町民の方は安心できるかなと思います。</p> <p>(4) 番に行きます。住民懇談会について、ア「令和5年3月後期基本計画策定に係わる住民懇談会結果報告書」、これの4ページに、こういう公表用ということで報告書が出されております。これはインターネットでも出ていますので、町民の方も目を通しての方がいらっしゃるかと思います。その中に「町内会を含め町のさまざまな団体で、地域の高齢化や人口減少の影響を受けていると感じている」とあって、ずっと続くんですが、最後に「これから町内会のみなさんと一緒に考えていきたい」とあります。これは役場で回答した文言になっております。具体的には、地域懇談会を複数回、何とか町内会、例えば一丁目町内会とか、二丁目町内会とか、そういう町内会と複数回実施することを意味しているのか。また、町内会に対する予算、あらゆる面で支援する予算を増額させる考えがあるのかお聞きします。</p>
	<p>町長</p> <p>(成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>「町内会のみなさんと一緒に考えていきたい」との発言は、「町内会に加入しない」「役員の平均年齢も70歳を超えている」「町からのいろいろな委員の願いがある」「子育て支援策を進めているが、高齢化に対する対策も進めてほしい」などに対するものであり、地域懇談会を複数回実施するというものではありません。</p> <p>手段としては、そういう方法もあると思いますが、現状では、町内会長連絡会議などでの意見交換等に対する対応や各町内会等と個別具体的な相談に対して対応することが多いため、その中で一緒に解決策を探っていくことになると思います。</p> <p>次に、予算の増額については、「町内会運営交付金」のほか、各種事業に対する補助金や除雪作業委託料などありますが、増額が必要だという具体的な理由があれば、検討することになるものと思っております。</p> <p>以上です。</p>
	<p>吉村副議長</p>	<p>3番。</p>

<p>質疑</p>	<p>3 番 (小笠原伸也君)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>各地域ごとの、各町内会ごとのものは、役場さんでは今のところ検討してないと。複数回とか地域懇談会は実施しない。あとは、予算は要望があれば検討事項に入るかなと、今、町長がおっしゃったそうしたことだと思います。これは要望がある地域、結構あるかと思しますので、昨日も話題になったお墓の管理とか、あれはやっぱり少し増額させるとか、あとは町内会公園までやっているんだと。担当している町内会はもとより、町内会長が大変だと言っているわけですね。高齢化していて代わりたくても、若手が育っていないと成り手が無い。確かに町内会長は何でもやらなければいけないとなれば、嫌だということにもなるかと思いますが、そこは何とか行政の支援でもって解決するしかないのかな。これはおいらせ町に限ったわけではないかと思いますが、予算を増額させることは検討する事項だよという町長のお話がありました。</p> <p>ということで、これは12月の情報交換会も、議会が終わった後あるとお聞きしていますので、ぜひその場で、要望あれば予算つけるよと。役場は支援しているんだという強い意思表示を述べていただきたいなと、そう思います。</p> <p>次の質問に入っていきます。</p> <p>2番、令和4年度決算財政状況について、先月「広報おいらせ11月号」4ページから5ページにおいて、財政状況が表やグラフを用いて詳しく掲載されております。令和3年に比べ令和4年は悪化した財政指標があり、心配している町民も多いかと思えます。これは11月号になりますが、全町民が持っている、こちらの4ページ、5ページ、6ページあたりが大体財政状況、「まちの財布の健康診断」と題して載っておるわけですが、分かりやすいようにグラフも載っております。あと、おいらくんですか。おいらくんマークもあって、おいらくんが下を向いたり、にこっとしている大変分かりやすい見方ができるように工夫をされているようですが、この件について、</p> <p>(1) 番、実質単年度収支について、ア、町の1年間の収支(実質単年度収支)において、令和3年、これは5.4億円、それから令和4年はマイナスに転じて、マイナス1億円へと悪化しているんですね。令和3年のように、プラス5.4億円ですか。これは非常によろしい</p>
-----------	-------------------------	---

<p>答弁</p>	<p>吉村副議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>と。令和4年がまたぐっと下がったという、この要因をお聞きしたいと思います。</p> <p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>まず、令和3年度につきましては、歳入歳出予算から約5億3,000万円を財政調整基金に積み立てることができたため、実質単年度収支が例年になく規模の黒字となったものであります。</p> <p>次に、令和4年度ですが、収入面では一般財源のうち普通交付税と臨時財政対策債が大幅に減少したことが影響し、一般財源総額では令和3年度と比較し、約1億3,000万円減少しております。</p> <p>一方の支出面では、物件費を中心とした一般財源充当経費が約3,000万円増加しましたが、これは主に原油価格高騰による物価上昇並びに民間賃金上昇に起因するものと捉えております。これらの要因で収入が減少し、支出が増加した結果、令和4年度の実質単年度収支が赤字となったものであります。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>吉村副議長</p> <p>3番 (小笠原伸也君)</p>	<p>3番。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>この広報おいらせには、解説も載っておりますので、ある程度理解されている町民の方もいるかもしれませんが、行政サイドから見て、次の質問に入ります。</p> <p>イ、今の状態は「まちの財政調整基金の取り崩しで、やりくりしている」と見てよいのか伺います。</p>
<p>答弁</p>	<p>吉村副議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>令和4年度の実質単年度収支の赤字に対しては、財政調整基金を約1億4,000万円取り崩し、財源を補填した形となっております。</p>

質疑	吉村副議長 3番 (小笠原伸也君)	<p>なお、今年度の収支は、特別交付税や地方消費税交付金など、10億円規模の一般財源がまだ確定していない段階であります。最終的には令和4年度と同様に財政調整基金を一定程度取り崩し、財源を補填することが必要と考えております。</p> <p>以上です。</p> <p>3番。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>町の財政調整基金、これは本来取り崩さないで、運営できれば1番いいんでしょうけれども、単年度収支、現在のようになっていると。グラフを見ると、令和3年だけが黒字化ということで、近隣の市町村もなぜか令和3年が非常によくなっているということになっているようですけど、ほかにもグラフが載っておりますので、次の質問に入っていきたいと思えます。</p> <p>(2)番、経常収支比率について、経常収支比率ですね。これもまた載っています。これもおいらくがちょっと元気のない、下を向いた感じの、困った感じのおいらくんになってはいますが、これは経常収支比率、大体80%から90%あたりが良好だとお聞きしておりますが、アの質問に入ります。まちの財布の余裕度(経常収支比率)において、令和3年87.2%から令和4年93.2%へ悪化、これはパーセントが高くなると悪化と見ておりますが、悪化した要因は何か伺います。</p>
答弁	吉村副議長 町長 (成田 隆君)	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>経常収支比率が上昇した要因は、実質単年度収支と同様に、経常的収入である普通交付税及び臨時財政対策債の減少と、物件費をはじめとした経常的支出が増加したためであります。</p> <p>以上です。</p>
質疑	吉村副議長 3番	<p>3番。</p> <p>ありがとうございます。</p>

答弁	(小笠原伸也君)	イに入ります。町の借金が年々減少しておるわけですね。減少して、現在は町の借金が少ないと。今の状態は良好なのか。あるいは、経常収支比率を見ても心配、さっきの単年度収支を見ても心配ということも載っていますので、町に余裕がないと判断してよいものかどうかお聞きします。
	吉村副議長	町長。
	町長 (成田 隆君)	お答えします。 地方債残高は、議員ご指摘のように年々減少し、財政健全化判断比率のうち、将来負担比率については令和3年度以降「数値なし」となり、数値上では将来負担が解消されたといえる状態まで改善しております。 それに伴いまして歳出の公債費は年々減少してきたものの、一方では、物価の上昇等により、依然として経常収支比率90%を超える水準で、経常支出全体が高止まりして推移しております。 よって、これらを一言で申し上げれば、町の負債は着実に軽減し、将来世代の負担とならないレベルまで改善を果たしたものの、依然として余裕に乏しい財政状況にあると捉えており、健全な財政を堅持し、計画的な行政運営に努めていきたいものと考えております。 以上です。
質疑	吉村副議長	3番。
	3番 (小笠原伸也君)	そうすると、今、町長の答弁ございました。負債は年々軽減されていると。将来的にもそんな心配ないのではないかなと思います。現在は余裕がない。そういう判断をしているということのようです。 次のウに行きます。来年度の町の事業予算査定、これ町民が安心できるかどうか。町民が安心して役場に任せているよということなのかどうかお聞きします。
答弁	吉村副議長	町長。
	町長 (成田 隆君)	お答えします。 財源が限られているため、これまでと同様に令和6年度予算編成

		<p>も厳しいやりくりになるものと考えております。</p> <p>その前提の下、町財政運営に関する条例を踏まえ、健全な財政運営を確保しつつ、政策公約や庁舎整備事業をはじめとした行政課題に着実に取り組むよう、実施計画と財政計画を調整してきたところでもありますので、令和6年度予算編成に当たっても、財政計画を基本として最善を尽くして取り組んでいきたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	吉村副議長	3番。
	3番 (小笠原伸也君)	<p>ありがとうございます。</p> <p>健全な運営に努めるんだと、最善を尽くすという今、町長の答弁がございました。</p> <p>この経常収支比率、これは町の規模に限らず全部の県内40市町村で出る指標だということですが、現在おいらせ町は、40市町村でどのくらいの順位になっているんでしょうか。お聞きしたいと思います。</p>
答弁	吉村副議長	財政管財課長。
	財政管財課長 (岡本啓一君)	<p>お答えします。</p> <p>2022年度、最新のデータになろうかと思えますけれども、当町の経常収支比率は、高いほうから市部も含めて40市町村中9番目という状態になっております。ちなみに、過去を遡りましても、おおむね9番あたりが定位置になっているような状況でございます。</p> <p>以上です。</p>
質疑	吉村副議長	3番。
	3番 (小笠原伸也君)	<p>ありがとうございます。9番目ということであります。</p> <p>追加質問になるんですが、医療費の無償化、おいらせ町は始まるわけですが、18歳以下に拡充ということで範囲が広がるわけですね。18歳まで医療費が無料になるということ。その場合に、この経常収支比率、どのくらい影響があるのか。分かる範囲で教えてくださいたいと思います。</p>

答弁	吉村副議長	財政管財課長。
	財政管財課長 (岡本啓一君)	<p>お答えします。</p> <p>来年度から始まる医療費の無償化、高校生の拡大につきましては、おおむね歳出の規模がおよそ1,000万円余り増えるという試算でおります。</p> <p>この経常収支比率ですが、分母が町の一般財源、総額でおよそ60億円程度になりますので、その60億円程度のうち、この1,000万円程度の増になることですから、経常収支比率を上げる要因にはなりませんけど、1%、2%といったような、大きな増減はないものと考えております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	吉村副議長	3番。
	3番 (小笠原伸也君)	<p>ありがとうございます。</p> <p>そうすると、この医療費の無料化、18歳に拡充することによって、町民がやっぱり安心しておいらせ町に暮らせる。幸福度、幸せだなという気持ちになろうかと思えます。今、町長、それから課長からも答弁いただきました。そんな心配する必要がないんだよと、町では結構気をつけて運営しているという内容だったと思えます。</p> <p>本日は大変ご回答ありがとうございます。真摯なるご答弁ありがとうございました。</p>
	吉村副議長	<p>これで3番、小笠原伸也議員の一般質問を終わります。</p> <p>ここで暫時休憩いたします。11時20分まで休憩いたします。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午前11時02分)</p>
	吉村副議長	<p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午前11時20分)</p>
	吉村副議長	引き続き、一般質問を行います。

<p>質疑</p>	<p>4番 (沢尾宏之君)</p>	<p>6席4番、沢尾宏之議員の一般質問を許します。</p> <p>4番、沢尾です。発言の機会をいただきありがとうございます。よろしくお願ひいたします。</p> <p>昨今、気候の変動、寒暖差が激しくなり、健康管理が難しい状況になっております。病院等では、特に高齢者の方々が体調を崩し、受診する姿が多く見られるようになりました。我々もやっぱり健康管理を徹底し、町政に影響が出ないようにしたいものです。</p> <p>そこで、町民の健康と安全に関する質問を2件させていただきます。</p> <p>(1) 予防接種の助成検討について伺うものです。ア、带状疱疹への注意喚起について、テレビ、雑誌等で頻りに周知されている状況が確認されております。带状疱疹が発症すると、強い痛みと鬱を伴うようです。発症した方のお話を伺ったところ、5年以上も悩まされており、いわゆる带状疱疹神経痛になっているとのことでした。感染力は弱いそうですが、家族と生活している場合、これまで水痘に感染していない小児等が水痘を発症させる可能性もあります。マスコミ等でも呼びかけをしていますが、おいらせ町の広報等を通じ広く町民へ、症状を感じたら早期の受診を促すことも必要かと思ひます。中には異常を感じ通院したときに、そこで初めて带状疱疹を発症していると言われた方がいるようです。いかがでしょうか。</p>
<p>答弁</p>	<p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>6席4番、沢尾宏之議員のご質問にお答えします。</p> <p>带状疱疹は水痘带状疱疹ウイルス、いわゆる水ぼうそうのウイルスによって、顔面等神経が多く集まる部位に痛みを伴う水疱が出現する疾患で、50歳代から発症率が高くなり、80歳までに約3人に1人が発症すると言われております。</p> <p>また、昨今ではテレビCM等により、社会的な認知度が高まっていると理解しております。町としても、町広報誌やホームページなどで带状疱疹のリスクや任意接種になるワクチンに関する情報提供を行い、認知度をさらに高め、町民への意識啓発に努めたいと考え</p>
	<p>吉村副議長</p>	<p>町長。</p>

<p>質疑</p>	<p>吉村副議長 4番 (沢尾宏之君)</p>	<p>ております。 以上です。 4番。 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。 次、イ項、高齢者等に健康への不安を解消するためにも、予防接種費用の助成が有効と思います。名古屋市、東京都内の各区も助成を開始しており、青森県においても六ヶ所村では今年から対応を始めているようです。当町でも町民の健康を守り、元気な町を形成するためにも、財政が許すのであれば半額でも助成ができればと思いますが、いかがでしょうか。</p>
<p>答弁</p>	<p>吉村副議長 町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。 お答えします。 帯状疱疹ワクチンについては、生ワクチンと不活化ワクチンの2種類があり、このうち生ワクチンは接種回数が1回、不活化ワクチンは2回必要になります。 1回当たりの接種費用を町内医療機関に確認したところ、生ワクチンが約7,000円から1万円、不活化ワクチンが2万2,000円から2万4,000円で、不活化ワクチンは2回の接種が必要になるため、2回分の合計4万4,000円から4万8,000円程度の自己負担となります。 仮に50歳以上の方へ、不活化ワクチン接種に対して町が2分の1助成した場合は、接種率50%でも約1億4,800万円、接種率が100%になると仮定しますと、約2億9,600万円の町負担が生じることになります。 議員ご指摘のとおり、高齢者等の健康不安の解消のためにも接種費用を助成することで接種勧奨することが有効と考えられますが、帯状疱疹は予防接種法に基づかない任意接種の扱いであり、国等の財政措置がないために、先ほど答弁したように多額の事業費が必要になります。したがって、現時点において、町としては、助成金は考えておりません。 なお、現在国の厚生科学審議会の予防接種・ワクチン分科会にお</p>

<p>質疑</p>	<p>吉村副議長</p> <p>4番 (沢尾宏之君)</p>	<p>きまして、定期接種に向けて、その効果や導入年齢についての議論が慎重に行われている状況にあります。町としても国の動向を注視しながら、任意接種から定期接種化された際には、高齢者インフルエンザや高齢者肺炎球菌と同様に、公費の一部負担も進めたいと考えております。</p> <p>以上です。</p> <p>4番。</p> <p>ありがとうございます。ぜひ健康のためですので、よろしく願いいたします。</p> <p>次、安全安心な道路の整備ということで、質問させていただきます。小学生が交通安全標識に接触した事案があり、当町の点検が実施され、対応がなされ、安心していただいているところでもあります。</p> <p>一方、安全柵等の構築物において腐食、破損が確認されます。おいらせ病院付近の安全柵においては、過去に道路側、つまり歩道する側ですね。に傾斜していたこともありました。最近では安全柵にごみ収集かごが固定され、非常に不安定になっており、危害を及ぼしかねない状況でもあります。木崎野荘付近の安全柵においても破損があり、一部歩行の妨げになっておりました。安全に抵触することであり、町内各地に設置している構築物の点検も必要かと思っております。また、河川を管理する県等にも早急な対応を要望すべきと思っております。道路においてはスノーポール、それを車がはねて道路側に転がっております。そうすると車の破損、町への負担にもなるかと思っております。そういうことを含めて当町の対応を伺いたいと思っております。</p>
<p>答弁</p>	<p>吉村副議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>今年発生しました小学生が交通安全標識に接触した事故を受け、交通安全・消防担当課ではカーブミラーと水利標識等の点検を実施し、撤去や更新を行っており、また道路担当課では、道路照明や道路案内標識の定期点検に加え、通学路の道路警戒標識についても緊急点検を行い、危険な標識の撤去を完了しております。</p> <p>議員ご質問のおいらせ病院付近の河川敷への転落防止柵約212</p>

		<p>メートルにつきましては、横柵が部分的に破損しており、ごみ収集かごについては、不安定な状態であることを確認しております。また、木崎野荘から下田公園に右折する十字路までの農業用水路への転落防止柵約850メートルにつきましては、柵の傾きや支柱が一部破損している状況を確認しております。これら施設について、県及び施設管理者へ破損や劣化等に応じた安全対策を講じていただきますよう、早急に相談してまいりたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>吉村副議長</p> <p>4番 (沢尾宏之君)</p>	<p>4番。</p> <p>ありがとうございました。非常に前向きなお返事が聞けましたので、私の質問は以上とさせていただきます。ありがとうございました。</p> <p>吉村副議長</p> <p>これで、4番、沢尾宏之議員の一般質問を終わります。 暫時休憩いたします。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午前11時30分)</p> <p>吉村副議長</p> <p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午前11時31分)</p> <p>吉村副議長</p> <p>引き続き、一般質問を行います。 7席7番、澤上訓議員の一般質問を許します。 7番。</p> <p>7番の澤上訓です。議長のお許しを得て、通告に従い、1問1答方式により一般質問をさせていただきます。</p> <p>その前に、従来であれば、私の質問は午後ということになっていたんですけれども、実はせっかく十和田市に行って勉強してきた墓の関係のあれで、その資料を忘れてきちゃったんですよね。午後だから大丈夫だと思っていたんですけど、吉村副議長、本当は私今困っているところだったんです。でも、命令に従いますから。</p>
質疑	<p>7番 (澤上 訓君)</p>	

質疑	<p>吉村副議長</p> <p>7番 (澤上 訓君)</p>	<p>思い出してやってください。</p> <p>分かりました。</p> <p>12月といえば、師走ともいいます。子どもたちが大好きなクリスマスの時期です。何かと忙しい、気ぜわしい月であります。昨年の今頃は、新型コロナウイルスの波も落ちついてきたかなと思いきや、第8波の波で徐々に感染者が増えてきた状況であります。年末にかけてインフルエンザやコロナの感染者が増加してしまうと、忘年会やクリスマスシーズンにまたまた自粛ムードとなってしまう、飲食店や小売業者に影響が出てしまいます。今年の年末は何事もなく平穩に年越しできることをお祈り申し上げたいと思います。</p> <p>それでは、1の墓地行政の課題について、質問したいと思います。</p> <p>(1) おいらせ町営霊園の現状について、お伺いしたいと思います。これまで何区画整備して、現在何区画残っているのか。また、現状から考えられる今後の課題をどのように捉えているのかを伺います。</p>
答弁	<p>吉村副議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>7席7番、澤上訓議員のご質問にお答えします。</p> <p>おいらせ町営霊園の墓地区画の総数は412区画であり、利用区画数は325区画、未利用数は87区画となっております。約79%の利用率となっております。</p> <p>今後の課題としては、新規利用者の取得、利用区画の契約解消、家族関係・葬祭の価値観の変化への対応等が必要と捉えております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>吉村副議長</p> <p>7番 (澤上 訓君)</p>	<p>7番。</p> <p>7番です。今、町長からいろいろな課題が、こういったものがあるということを確認いたしました。</p> <p>それでは、次の(2)の質問なんですが、これは昨日、平野議員からも質問がありまして、かぶっていますけれども、いま一度、私から質問させていただきたいなと思っております。</p>

<p>答弁</p>	<p>吉村副議長</p> <p>町長</p> <p>(成田 隆君)</p>	<p>9月のデーリー東北で、公営墓地に関する総務省調査結果が掲載されておりました。その内容は、公営墓地を運営する市町村の58%は、管理する親族らがいなくなった無縁墓を抱えていることが判明したようです。</p> <p>調査結果によると、墓地を運営していると確認できた765市町村のうち、445の市町村で無縁墓が1区画以上あり、周辺に雑草が生い茂ったり、墓石や囲いのブロック塀が倒れたりしている例が確認されているようです。おいらせ町の実態はどのようになっているのかを伺います。</p> <p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>平野議員の一般質問でも答弁したとおりでありますけれども、無縁墓は、当町の霊園において管理料の滞納もなく、雑草が繁茂し荒廃しているような区画もない状況から、今のところないものと認識しております。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>吉村副議長</p> <p>7番</p> <p>(澤上 訓君)</p>	<p>7番。</p> <p>今現状は、おいらせ町営霊園は何も滞りなく行われていると、進められているということを確認いたしました。今現在は、確かにそういう状況であるということだと思います。</p> <p>これは再質問になりますけれども、現在管理している方が行方不明かお亡くなりになった場合、管理する親族の連絡先など、販売時に確認とかをとっているのかお聞きします。</p>
<p>答弁</p>	<p>吉村副議長</p> <p>町民課長</p> <p>(松山公士君)</p>	<p>町民課長。</p> <p>それでは、澤上議員にお答えいたします。</p> <p>親族の連絡先については、もちろんっております、場合によっては本当に使用者が、管理する方と連絡つかない場合もあつたりもして、管理料も何とか滞納にならないように、再三そういう方の家に行ったり、お手紙を出したりということをやっております、</p>

質疑	吉村副議長 7番 (澤上 訓君)	<p>今後も本当におっしゃるとおり、全国的にも公営墓地で、そういう無縁墓が多く発生しているという報告を、この報告書で見させていただきましたので、それ以外の方、縁故者となる方について、1人だけではなくて、複数そういう連絡先の確保を今後とっていく必要があるかなと考えております。</p> <p>以上です。</p> <p>7番。</p> <p>やはり売る際に、やっぱりそういう縁故者とか、いろいろな方々の電話番号等も漏らさずに、いつどこでどういうことが起きるか分かりません。ですから、そういうものはきちんと記録しておくということで、何かあったときに連絡がすぐつけられるように進めていってほしいものだと、そう思っております。</p> <p>それでは、(3)近年の核家族化や単独世帯の進行、地縁・血縁の希薄化などの社会情勢の変化に伴い、墓の管理問題や経済理由等により墓を持たないなど、自身の死後に不安を感じる町民が増えているのが現状であると考えております。現に、私もたくさんの方々から相談を受けており、まだまだ悩みを打ち出せないでいる人たちが大勢いると考えております。町ではアンケート調査等による現状把握をしていないのか伺います。</p>
答弁	吉村副議長 町長 (成田 隆君)	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>町では、これまで墓・葬祭に係るアンケート等は実施しておりません。大変短い答弁になって申し訳ありませんけれども、関しまして、また再質問でお答えしたいと思います。よろしく申し上げます。</p>
質疑	吉村副議長 7番 (澤上 訓君)	<p>7番。</p> <p>私は法運寺さんの檀家で、近くに娘たちとかいるために、特にそういう悩みごとを持っていただけでもなかったわけなんですけど、こうして身近に相談を受けて、なるほどな。墓を持たないでいる方や檀家に入っている方々の中にも、息子が遠く県外に就職して、住</p>

		<p>宅も建築し、移住してしまつて墓参りに来る機会もなくなったという方々、また娘を遠く県外へ嫁に出して、帰ってくる機会もなくなったとかで、自身の死後に本当に不安を感じる町民は多くなつていふと思います。どうですか。町長でも副町長でも、このような相談を受けたことないですか。</p>
答弁	吉村副議長	町長。
	町長 (成田 隆君)	<p>私はたまたまというんですか、集落に一族が住んでいる部分があつて、身近にそういう相談はまだ受けたことがないんですけども、先ほど澤上議員がおっしゃるとおり、マスコミ等の報道を見ますと、いやいや、そうなのかという部分もありますし、また近隣の集落ではそういうことがあるんだよなという、うわさというんですか、聞いてはおりますけど、直接相談を受けたことはまだありません。</p> <p>副町長からも答弁させます。</p>
答弁	吉村副議長	副町長。
	副町長 (小向仁生君)	<p>私も直接的な相談を受けたことはないんですが、自身のことを少し述べますと、私のおばたちも2人ほどおりますけれども、子どもがいなくて、墓じまいをしていかなければならないという状況になっておりますし、また私自身も子どもはいるんですが、墓を守ってくれるのかどうかさえも分からない状況なんで、親族といひますか、本家と一族で話ししたことがありました。こういう状況の中では、一族の墓という形でもって1つ建てて、そこに一族誰でもが入つて、誰でもがそこにお参りできるような形をとるのも1つの方法でないかということも考えたこともございました。確かにこれからあと数十年していくと、我々の子どもたちの代になると、本当に悩ましい問題だなとは認識しております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	吉村副議長	7番。
	7番 (澤上 訓君)	<p>本当に心の底からもううめいているというか、そういう気持ちを吐き出せないでいて、実際にやっぱりそういう不安を抱えて、今、副</p>

		<p>町長も話したような、そういった内容も出ていましたけれども、ただ、これから永続的にその墓を守っていくということは、いろいろな意味でお金も、経済的なものもかかってくる部分もありまして、本当に、じゃあどうすればいいんだろうかということで非常に悩んでいる方々が多いんですよ。</p> <p>そこで、(4)の質問に入ります。</p> <p>価値観の多様化に伴い、お墓に求められる役割も変化しており、県内においても承継を前提としない墓地を設置運営する自治体が増えてきています。いわゆる合葬墓の設置であります。県内他市町村における合葬墓の設置状況について、伺いたいと思います。</p>
答弁	<p>吉村副議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>青森県内では、青森市、弘前市、八戸市の3市において合葬墓が整備されております。また、十和田市、藤崎町では合葬墓の整備を進めており、令和6年度より供用を開始する予定となっていると伺っております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>吉村副議長</p> <p>7番 (澤上 訓君)</p>	<p>7番。</p> <p>それでは、1の墓地行政の課題についての最後の質問です。</p> <p>(5)八戸市や十和田市は、市民からアンケート調査を実施したようであるが、おいらせ町においてもアンケート調査を実施して、町営霊園に合葬墓を整備していく考えがないかを伺います。</p>
答弁	<p>吉村副議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>合葬墓に関する質問や相談をする方が増えてきておりますので、今後、合葬墓に関する町民アンケートの実施について、検討していきたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>

<p>質疑</p>	<p>吉村副議長</p> <p>7番 (澤上 訓君)</p>	<p>7番。</p> <p>再質問となりますけれども、繰り返しますが、少子高齢化がもたらす影響というのは計り知れないものばかりです。核家族化や単独世帯の進行、地縁・血縁の希薄化などによる考え方の相違、価値観の多様化など墓地行政の課題が浮き彫りになってきたように感じました。昨日は、平野議員からも墓地行政の課題に関する質問がありました。この悩みは今後ますます増えるものとは思っております。何とぞ町長には課題解決に向けて努力していただきたいという思いでおります。</p> <p>町長が日頃言っております、住んでみたいまちづくりの糧として、揺りかごから墓場までの、この揺りかごからということなんですけれども、子育て支援は、私が本当にもうやってほしいなと思っていたのが今、議題として、今回上がってきていました。高校生までの医療費の無料化。大変ありがとうございます。ぜひそれは、私は評価したいと思っていました。あとはこの墓場、この住民ニーズにぜひ応えていただきたいということをお願い申し上げたいと思います。</p>
<p>答弁</p>	<p>吉村副議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p> <p>吉村副議長</p>	<p>町長。</p> <p>かねてから政権公約として掲げておりました高校生までの医療費無料化ですね。まだ皆様のご承認を得なければ、最終的に決定できませんけれども、どうか賛同してくださいまして、来年から高校生まで医療費無料化になるよう努力しますんで、ご協力のほどよろしくお願いします。</p> <p>また、先ほど言いました揺りかごから墓場、これはたしかイギリスから出た言葉のように記憶していますけど、そういうことで、日本もようやくイギリス並みになりつつあるのかなという気がしておりますんで、世界にも遅れをとらないおいらせ町を目指して頑張りたいと思いますんで、よろしくお願いします。</p> <p>7番。</p>

質疑	7番 (澤上 訓君)	<p>ありがとうございます。町長から大変力強いお言葉をいただきました。町民の皆さんも期待していると思います。よろしく願いいたします。</p> <p>次に、(2)のいじめ問題について、質問をさせていただきます。</p> <p>(1)全国の小・中学校と特別支援学校で、2022年度に認知されたいじめの件数が、前年度から1割増の68万1,948件に上り、過去最多となったことが文部科学省の問題行動・不登校調査で分かったと新聞に掲載されておりました。その新聞は、この読売新聞なんですけれども、この調査には、おいらせ町も回答されていると思うんですが、おいらせ町小・中学校の現状はどのようになっているのかお伺いします。</p>
答弁	吉村副議長 教育長 (松林義一君)	<p>教育長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>令和4年度のいじめの認知件数は、小学校で38件、中学校で24件となっております。</p> <p>前年度と比較をいたしますと、小学校で8件増加しております。中学校では13件減少となっております。</p> <p>以上であります。</p>
質疑	吉村副議長 7番 (澤上 訓君)	<p>7番。</p> <p>小学校はアンケートというか、調査どおりに8件ほど増えていると。大きな増え方ではないのかなと感じております。</p> <p>中学校の13減、これはもうすごいですね。指導の仕方がちょっと変わったんですかね。</p>
答弁	吉村副議長 教育長 (松林義一君) 吉村副議長	<p>教育長。</p> <p>いえ、ここ4、5年を通してみると、増加傾向にあることは間違いありません。たまたま減少してはいたけれども、そう私たちは捉えております。</p> <p>7番。</p>

質疑	7番 (澤上 訓君)	次に、(2) いじめの態様別では、SNSなどを使ったネットいじめが過去最高であったようですが、重大事態では、4割弱が被害を把握する以前はいじめとして認知していなかったと、そういうことが現状であったようです。また、長期化するコロナ禍による生活リズムの乱れなどが影響したと見られていますが、おいらせ町ではどのように分析しているのか伺います。
答弁	吉村副議長 教育長 (松林義一君)	教育長。 お答えいたします。 いじめで多いのは、「冷やかし・からかい、悪口やおどかし文句、嫌なことを言われる」となっておりますが、議員ご指摘のとおり、SNSなどパソコン、スマートフォンによるものが増加傾向にあると分析しております。
質疑	吉村副議長 7番 (澤上 訓君)	7番。 再質問になりますけれども、このSNSを使ったいじめとか、いじめとして認知していなかったという先例は、おいらせ町にも、先ほどSNSはあると。じゃあ、この認知していなかったという先例はあるのでしょうか。
答弁	吉村副議長 教育長 (松林義一君)	教育長。 おいらせ町においても、いじめとして認知というか、教員側で認識されていなかった事例はあります。
質疑	吉村副議長 7番 (澤上 訓君)	7番。 それでは、(3)に入ります。 文科省が2017年に策定した重大事態の指針では、児童・生徒や保護者からの申し立てがあれば、重大事態として対応に当たることを学校に求めているようだが、学校内部だけではなく、学校外のアプローチによって、いじめが深刻化することを防ぐ方策が必要で

<p>答弁</p>	<p>吉村副議長</p> <p>教育長 (松林義一君)</p>	<p>はないか。例えば町長部局にいじめ相談窓口を設置したり、早期にいじめを認知し、スクールカウンセラーの心理的ケアなどに取り組む考えがないか伺います。</p> <p>教育長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>学校外の相談窓口として、みなくる館に教育相談室を設け、教育相談員2名を配置して、さらに各中学校に、3中学校ですが、教育相談支援員を配置して、いじめ・不登校、進路等の相談を行っております。</p> <p>また、県の事業によるスクールカウンセラーが町内8小・中学校を巡回、スクールソーシャルワーカーがみなくる館に1名常駐して、連携をしておりますので、今のところそのような計画は持っておりません。</p> <p>以上であります。</p>
<p>質疑</p>	<p>吉村副議長</p> <p>7番 (澤上 訓君)</p>	<p>7番。</p> <p>お話をお聞きしますと、みなくる館に2名、それから中学校教育相談支援員、これが小・中学校合わせて8人ですか。万全な体制はとっているということかなと思います。</p> <p>私ちょっと文字というか、言葉の意味がちょっと理解できない部分がある、ものがありまして、教育長、よろしければ、文科省が策定した重大事態の指針というものについて、私あまり理解しておりませんので、分かる範囲で結構ですので説明してもらえませんか。</p>
<p>答弁</p>	<p>吉村副議長</p> <p>教育長 (松林義一君)</p>	<p>教育長。</p> <p>今、文科省が使っている重大という言葉ですけれども、我々教育行政にいる側も、現場にある学校の教員も、何か子どもたちに問題があったというか、これはやっぱり重いものだと。重大なものだと認識しなければならないと思っております。</p> <p>ただ、ここで文科省が使っている重大という言葉は、きっかけがいじめによって不登校が30日以上になった場合など、重大という</p>

<p>答弁</p>	<p>吉村副議長</p> <p>学務課長 (福田輝雄君)</p>	<p>言葉を使うようにしております。もう少し詳しくは課長から話をさせますので、よろしくをお願いします。</p> <p>学務課長。</p> <p>今の教育長のお話に補足させていただきます。</p> <p>重大事案につきましては、いじめ防止対策推進法という法律がありまして、そちらの第28条において、2つのケースを挙げております。</p> <p>1つ目は、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命・心身、または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、もう1つは、いじめにより当該学校に在籍する児童等が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときということで、こちらは、本人または保護者からの申し入れに応じて認知する形になっておりまして、2つ目の相当の期間というものにつきましては、先ほど教育長が言ったように、ガイドラインで30日以上という定義がありますので、そちらに基づいて進めるということになっております。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>吉村副議長</p> <p>7番 (澤上 訓君)</p>	<p>7番。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>この新聞で見た感じでは、この重大事態というのが、何か、ぼふらっとしたような中身にあって、何かちょっと分からないなど。これ、私ばかりではないと思うんですね。ほかの議員の皆さん、でも勉強しているから分かっていると思うんですけど、でも知らない人が、どちらかと言えば多いんじゃないかなと。今、詳しく説明していただきました。本当にありがとうございます。</p> <p>それでは最後、また再質問があります。</p> <p>私が心配しているのは、学校の先生方です。学力の向上、児童・生徒の生活指導、部活指導、そしていじめ問題などあらゆる分野で多忙となり、逆に先生の心のケアが必要となるケースも考えられると思っております。</p>

答弁		<p>そのためには、学校と保護者だけの関係ではなく、町ぐるみで、何年前ですか、昭和の50年代ですね。暴力事件がすごくあちこちで出たことがありますよね。あのときみたいに、県が一括して推進委員を委嘱して、町ぐるみで取り組んでくださいという、ああいう事態になったこと、私、今、思い浮かんでいるんですけど。やっぱりそれと同じような考え方で取り組んでいかなければ、少しでもこのいじめというのは減らないのではないかなと考えております。町ぐるみでいじめ問題を考えることで、先生の負担を少しでもカバーできるのではないかというのが私の思いでもあります。そういったことで、教育長、あるいは町長でも結構です。今の私の思いをどう受け止めてくれたのかお願いします。</p>
	吉村副議長	<p>教育長。</p>
	<p>教育長 (松林義一君)</p>	<p>お答えいたします。</p> <p>今の提言については、100%賛同したいなと思っているところであります。ありがとうございます。</p> <p>実際に教員も疲弊をして、休みがちな教員も町内にいます。そういう状況を考えると、学校だけに責任を負わせるというのは、もちろんできませんし、我々教育行政側も、教員の立場で、子どもの立場で動くことが求められていると思っております。関係機関との連携も進めながら、1つの部署のところで抱え込むことがないように、関係機関というのは、例えば児童相談所であったり、場合によっては、警察の支援を受ける場合も必要かなと思っております。</p> <p>一番学校で支援をしてほしいのは、恐らく保護者であると思いますが、保護者が一緒になって同じ方向を向けて、子どもたちの健全育成のために努力をしていくという姿があれば、先生方の気持ちも少しは前向きになっていくかなと思っております。そういう意味では、今の議員の発言は、非常に心強いものと思っております。ありがとうございます。</p>
	吉村副議長	<p>町長。</p>

答弁	町長 (成田 隆君)	<p>私から、指名がありましたんで。私は、基本的に教育関係は教育長にお任せしているんですけども、最終的に自分が責任とるから、教育長好きなようにやってほしい、運営してほしいとっております。</p> <p>それで、先般といたしますか、つい先日、日曜日でしたか。青少年育成町民会議の大会がありました。その中で、講師の先生が、腰塚先生が講師として来て、自分のいろいろな苦労話もしましたし、その中におきまして、これは役場の職員にも言える話ですけど、先生方も自分の仕事に誇りを持ってほしいし、それを子どもたちに見せてほしい、訴えてほしいという話をしております。私も役場の職員にはよく言うんですけど、役場の職員になりたいな、役場の職員すごいな、すばらしいなとなってほしいと常に言っているんですけども、そうしていけば、おのずと子どもたちも、その先生なり職員を見て、おいらせ町の職員は立派だから、我々も役場に行って、変なことされない、言われないなとなると思うし、学校でも子どもたちがそうして、先生を敬うというんですか、憧れるというんですか。そう徐々になれるような学校づくり、役場づくりをしていけば、よりよい学校になり、役場になるのかなという気がしております。先ほどの提言、大変ありがとうございます。どうすればいいか、これからも考えながら運営していきます。</p>
質疑	<p>吉村副議長</p> <p>7番 (澤上 訓君)</p> <p>吉村副議長</p>	<p>7番。</p> <p>5分ほどオーバーしていましたが、本当に町長も教育長も、やっぱり町ぐるみで取り組んでいくという姿勢というものを出示していただきましたので、何とかこのいじめ、すごく陰湿な言葉なんですよね。この陰湿な言葉を何とか排除して、もっと元気が出る明るいまちづくりをぜひ努めていただきたいなと思っております。</p> <p>以上をもちまして、私の一般質問を終了したいと思います。当局の真摯な答弁をいただき、誠にありがとうございました。</p> <p>これで7番、澤上訓議員の一般質問を終わります。</p> <p>ここで昼食のため、1時30分まで休憩いたします。</p> <p>(休憩 午後 0時06分)</p>

<p>当局の説明</p>	<p>松林議長</p>	<p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午後 1時30分)</p>
	<p>松林議長</p>	<p>日程第2、報告第8号、専決処分の報告についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>総務課長。</p>
	<p>総務課長 (成田光寿君)</p>	<p>それでは、報告第8号について、ご説明申し上げます。</p> <p>議案書5ページから7ページになります。</p> <p>本件は、町の瑕疵による自動車破損に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定第1号の規定により、去る11月6日付で専決処分を行ったものであります。</p> <p>概要であります。本年2月2日午後0時30分ごろ、町立下田中学校の敷地内において、中学校体育館屋根からの落雪により、体育館脇に駐車していた車両の屋根を破損させたもので、その損害賠償請求権を代位取得した保険会社からの損害金請求に基づき賠償したものであります。</p> <p>損害賠償額は20万2,618円で、本年11月6日に示談が成立しており、町の過失割合は70%であります。</p> <p>なお、該当する車両は4台であり、本件を含め、報告第11号までの4件が同様の専決処分を行っておりますことを申し添えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>質疑</p>	<p>松林議長</p> <p>3番 (小笠原伸也君)</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>この際、質疑を受けます。質疑、ございませんか。</p> <p>3番。</p> <p>皆さんご存じのとおり、下田中学校は車の駐車スペース、きちんと白線を引いて、かなり余裕があることになっております。状況を詳しく、町で設定した駐車場に置けば、落雪は関係ないはずですけども、詳しく状況教えていただけますか。</p>

答弁	<p>松林議長</p> <p>学務課長 (福田輝雄君)</p>	<p>学務課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>2月2日の当日は、1日入学が下田中学校で予定されておりました。それによって来校する新入学の保護者用の駐車場所の確保をするということで、教職員の車を当該体育館の南側に寄せてしまったということが1つの原因となっております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>松林議長</p> <p>3番 (小笠原伸也君)</p>	<p>3番。</p> <p>金額が4件で100万円を超えているんですよ。町で設定した駐車場以外に置いたということで、町が70%、損害を認めてお金を支払う。どうなのかなと思って、それ1点と。</p> <p>あと再発防止策、今も雪が降っていますが、今年も4件出たら、また同じように町で損害賠償するものかどうか。要するに、労務災害的な扱い、教員から見れば、やってくれたからありがたいんですが、町の責任に70%なる事例なのかどうかお聞きしたいのと、再発防止の手だてを講じているか。この2つ教えていただけますか。</p>
答弁	<p>松林議長</p> <p>総務課長 (成田光寿君)</p>	<p>総務課長。</p> <p>総務課からは、前段のご質問について、お答えいたします。</p> <p>町の7割の責任のところではありますが、今回損害を受けた教員の方が保険を使って直しました。今回その保険会社から、損害賠償の代位請求という形で、町の方に請求が来ました。</p> <p>町と保険会社との中でやり取りをいたしました。要は公の施設の、管理上瑕疵があったことによる損害賠償ということで、保険会社から請求がございましたので、実際に屋根からの落雪で、車の屋根が壊れたわけですので、何らかの瑕疵があるということで認めざるを得ない状況がありまして、当初は代位取得した保険会社では10割、100%の請求で来たんですが、そこは交渉の中で7割に収めたところがございます。</p> <p>以上です。</p>

<p>答弁</p>	<p>松林議長 学務課長 (福田輝雄君)</p>	<p>学務課長。</p> <p>議員ご指摘のとおり、やはり再発防止策ということをお話ししなければいけないということで、当教育委員会学務課におきましては、まずは校長会の席上において、冬季間における児童・生徒、今回は車でありましたけども、児童・生徒が巻き込まれる可能性も十分にあるということで、児童・生徒の安全確保のために、学校敷地内の落雪等危険箇所の点検をまずしていただきたいということをお願いをしておりました。</p> <p>また、事故防止策という形で、落雪が起り得る場所につきましては、注意看板またはバリケードで、見える形で注意喚起をしていただきたいということで、指示をしております。</p> <p>以上です。</p>
<p>答弁</p>	<p>松林議長 総務課長 (成田光寿君)</p>	<p>総務課長。</p> <p>追加でご説明したいものがありますので、今ご報告いたします。</p> <p>今回7割の補償を町で、損害賠償で払うこととなりますが、直接町から支払われるものではなくて、町村会を通じて、町で損害賠償保険に入っておりますので、全額その保険会社から補填されることを申し添えます。</p> <p>以上です。</p>
<p>当局の説明</p>	<p>松林議長 (議員席) 松林議長</p>	<p>ほかにございませつか。</p> <p style="text-align: right;">** 「なし」 の声 **</p> <p>なしと認め、本件に対する質疑を終わります。</p> <p>以上で報告第8号を終わります。</p> <p>日程第3、報告第9号、専決処分の報告についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>総務課長。</p>
<p>当局の説明</p>	<p>総務課長</p>	<p>それでは、報告第9号について、ご説明申し上げます。</p>

<p>当局の説明</p>	<p>(成田光寿君)</p>	<p>議案書 8 ページから 10 ページになります。</p> <p>本件は、町の瑕疵による自動車破損に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第 180 条第 1 項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定第 1 号の規定により、去る 11 月 6 日付で専決処分を行ったものであります。</p> <p>概要であります。先ほどの報告第 8 号と同様であり、本件に関する車両の損害賠償額は 21 万 518 円で、町の過失割合は 70% であります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	<p>松林議長</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>この際、質疑を受けます。質疑、ございませんか。</p>
	<p>(議員席)</p>	<p style="text-align: right;">** 「なし」 の声 **</p>
	<p>松林議長</p>	<p>なしと認め、本件に対する質疑を終わります。</p> <p>以上で報告第 9 号を終わります。</p> <p>日程第 4、報告第 10 号、専決処分の報告についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>総務課長。</p>
	<p>総務課長 (成田光寿君)</p>	<p>それでは、報告第 10 号について、ご説明申し上げます。</p> <p>議案書 11 ページから 13 ページになります。</p> <p>本件は、町の瑕疵による自動車破損に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第 180 条第 1 項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定第 1 号の規定により、去る 11 月 6 日付で専決処分を行ったものであります。</p> <p>概要であります。先ほどの報告第 8 号、第 9 号と同様であり、本件に関する車両の損害賠償額は 28 万 2,567 円で、町の過失割合は 70% であります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>松林議長</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>この際、質疑を受けます。</p>	

	(議員席)	**「なし」の声**
当局の説明	松林議長	なしと認め、本件に対する質疑を終わります。 以上で報告第10号を終わります。 日程第5、報告第11号、専決処分の報告についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 総務課長。
	総務課長 (成田光寿君)	それでは、報告第11号について、ご説明申し上げます。 議案書14ページから16ページになります。 本件は、町の瑕疵による自動車破損に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定第1号の規定により、去る11月6日付で専決処分を行ったものであります。 概要であります。先ほどの第8号から10号までと同様であり、本件に関する車両の損害賠償額は36万1,200円で、町の過失割合は70%であります。 以上で説明を終わります。
質疑	松林議長	説明が終わりました。 この際、質疑を受けます。 11番。
	11番 (平野敏彦君)	1点だけ。相手方、前を見ますと、保険会社ではないかなと思うんですけど、法律事務所が相手方になっていますけれども、この違いは何ですか。 それで、金額が高いからかなと。前よりも金額が多くなっていますけれども、同じ屋根の雪が落ちて、金額開差があるというのも、ひとつお知らせいただきたいと思います。
答弁	松林議長	総務課長。
	総務課長 (成田光寿君)	お答えいたします。 報告第10号と9号ともに、請求書が弁護士になってございます。実はこの2件とも、保険会社が東京海上日動火災保険でありまし

<p>当局の説明</p>	<p>松林議長</p>	<p>て、そこの代理人として、弁護士が代位請求を町にしてきて、町とその弁護士でやり取りしている関係上、ここは弁護士がその対象となつてございます。</p> <p>それから、車両によって損害額が違うということですが、それぞれ車両の車種も違いますし、あと、とめた場所によって若干壊れ方も違ってございましたので、それぞれの件によって、損害額が違うこともご理解いただきたいと思つてございます。</p> <p>以上です。</p> <p>ほかにございませつか。</p>
	<p>(議員席)</p>	<p>***「なし」の声***</p>
	<p>松林議長</p>	<p>なしと認め、本件に対する質疑を終わります。</p> <p>以上で報告第11号を終わります。</p> <p>日程第6、議案第50号、地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>総務課長。</p>
	<p>総務課長 (成田光寿君)</p>	<p>それでは、議案第50号について、ご説明申し上げます。</p> <p>議案書17ページ、18ページになります。</p> <p>本案は、令和6年4月1日施行の地方自治法の一部改正により、町関係条例で引用している法令条項が繰り下げ移動することから、所要の整理を行うため、提案するものであります。</p> <p>詳細につきまして、新旧対照表でご説明いたします。</p> <p>議案書122ページになります。</p> <p>改正対象となる条例は2本ございます。上、(1)が1つ目の「おいらせ町監査委員条例」、2つ目が(2)にあります「おいらせ町病院事業の設置等に関する条例」、この2本であります。引用している法令条項、地方自治法第243条の2の2第3項が、法律の改正のより、第243条の2の8第3項に繰り下げ移動するものであります。</p> <p>また、このたびの法改正、自治法の改正の内容であります。地方自治法に規定されている地方公共団体の公金事務に関する、法人や個人を含む私人「わたくしじん」であります。の委託の取り扱</p>

		<p>いが緩和され、従前は公金事務のうち歳入の一部のみ可能であったものが、改正後は全ての歳入と、支出の一部が可能となったもので、それらの条項が加わったことにより、法律の条項番号に繰り下げ等の改正が生じたものです。</p> <p>なお、町関係条例２本で引用している法令条項、下線を引いているところではありますが、地方自治法において、会計や予算執行等を行う職員が、故意や過失により現金や物品に損害を与えた場合の賠償責任に関する規定でありまして、こちらの内容そのものには変更ございません。</p> <p>条例の施行であります、改正法と同様に令和６年４月１日からとしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を受けます。質疑、ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">** 「なし」 の声 **</p> <p>松林議長</p> <p>なしと認め、本案に対する質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">** 「なし」 の声 **</p> <p>松林議長</p> <p>討論なしと認めます。これで討論を終わります。</p> <p>これから議案第５０号について採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">** 「なし」 の声 **</p> <p>松林議長</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>日程第７、議案第５１号、おいらせ町公共施設使用料及び減免基準の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>財政管財課長。</p> <p>それでは、議案第５１号について、ご説明いたします。</p>
当局の説明	財政管財課長	

	(岡本啓一君)	<p>議案書は19ページから30ページになります。</p> <p>本案は、おいらせ町公共施設の受益者負担適正化に関する基本方針の策定に伴い、関係する条例を一括で改正するものです。</p> <p>内容を新旧対照表でご説明いたします。</p> <p>議案書は123ページ以降になります。123ページをご覧ください。</p> <p>1つ目のおいらせ町公民館条例についてですが、こちらの改正内容は減免規定の統一、中央・北・東の各公民館使用料の改正、並びに冷暖房料の規定及び町外利用者の倍額規定の削除を行うものです。</p> <p>次に、124ページから126ページの(2)おいらせ町民交流センター条例についてでございます。こちらは、先ほどの公民館条例の改正と同様の改正内容に加えまして、照明、舞台照明器具及び放送装置に係る料金規定を削除するものです。</p> <p>次に、126ページから128ページにわたりますが、(3)のおいらせ町いちょう公園体育館条例についてです。こちらは減免規定の統一、使用料の改正、町外倍額規定の削除、照明及び放送装置に係る料金規定の削除を行うものです。</p> <p>次に、128ページの(4)おいらせ町地域福祉センター条例、それから(5)のおいらせ町老人福祉センター条例、それから129ページの(6)おいらせ町保健福祉センター条例についてですが、こちらはそれぞれ減免規定の統一、使用料の改正、冷暖房料の規定及び町外利用者の倍額規定の削除を行うものです。</p> <p>次です。130ページの(7)おいらせ町農村環境改善センター条例についてですが、こちらは減免規定の統一、使用料の改正、暖房料及び照明使用料の規定及び町外利用者の倍額規定の削除を行うものです。</p> <p>次に、131ページの(9)おいらせ町縄文の森イベント広場条例についてでございます。こちらは減免規定の統一、使用料の改正、町外料金規定の削除、ステージ・放送器具及び大屋根照明の使用料規定の削除を行うものです。</p> <p>次に、132ページから137ページにわたりますが、(10)おいらせ町公園条例についてでございます。こちらは公園内運動施設について減免規定の統一、それから廃止する下田公園テニスコートの規定削除、町外倍額規定の削除、野球場管理棟使用料の規定削除を行った上、使用料の表を施設ごとに再編成するものです。</p>
--	---------	---

質疑	<p>松林議長</p> <p>13番 (川口弘治君)</p>	<p>次に、138ページになります。138ページの(11)おいらせ町阿光坊古墳館条例は、減免規定の統一と町外倍額規定の削除を行うものです。</p> <p>条例本文の改正内容は以上になりますが、これら条例改正の施行時期は、令和6年4月1日となります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を受けます。質疑、ございませんか。</p> <p>13番。</p> <p>今、この対比の表で説明いただきましたけれど、全協で先般説明を受けたときは、この使用料を他町村に合わせて、今まで全然手をつけていなかったから、上げなければならないと説明を受けたような気がするんですが、この表を見ると、使用料等は現行のままというか、それは増えているんでしょうか。</p> <p>そこの確認をお願いします。</p>
答弁	<p>松林議長</p> <p>財政管財課長 (岡本啓一君)</p> <p>松林議長</p>	<p>財政管財課長。</p> <p>お答えします。</p> <p>全員協議会で示してありましたのは、減免規定を受ける場合の料金というところが示されております。それに対して、この条例につきましても、減免の詳細については、規則に委任しているということで、条例にあらわれておりません。</p> <p>今回の見直しによりまして、主に照明設備だとか冷暖房料等、別途料金立てとしていたものを使用料に統一するとともに、あと今まで減免団体が全て無料で使っていたものについて、一部負担をお願いするというような内容になっております。このトータルでもって、公共施設使用料金については少し増やしていくという取り組みになります。</p> <p>以上です。</p> <p>13番。</p>

質疑	13番 (川口弘治君)	ありがとうございます。 ということは、条例に出てくるものではなく、規則で変更になるものが出てくる。そういう解釈でよろしいのでしょうか。
	松林議長	財政管財課長。
答弁	財政管財課長 (岡本啓一君)	お答えします。 もともと減免について規則で規定しているものですが、今回の条例改正について、その内容まで説明しなければならないということで、全員協議会では、規則の規定事項も含めまして、全体的な部分についてご説明申し上げた次第です。 以上です
	松林議長	よろしいですか。13番。
質疑	13番 (川口弘治君)	大変ありがとうございます。よく理解できていなかったものから確認しましたが、ただ、町民から見ると全て高くなると。そういう声がありますので、この辺の改正が終わった後、多分広報等で説明があると思いますので、その辺は分かりやすく説明していただければと思います。 以上です。
	松林議長	財政管財課長。
答弁	財政管財課長 (岡本啓一君)	お答えします。 川口議員ご指摘の部分はもともとであると思います。主に団体を利用していただいている減免団体の皆様に、今まで負担していなかった部分に、一部ご負担をお願いするという取り組みになりますので、広報の周知も1回のみならず、複数回掲載するなどして、丁寧な説明に努めてまいります予定です。 以上です。
	松林議長	7番。
質疑	7番	私からは22ページのトレーニング器具使用料1人100円で、

<p>答弁</p>	<p>(澤上 訓君)</p>	<p>単位が1回となっていますけれど、これ1時間の間違いではないですかね。</p> <p>それから野球場の関係で、29ページ、いちょう公園の野球場使用料というのは、前とあまり変わらないということなのかな。</p> <p>それからもう1つ、下田公園野球場使用料1,050円と出ていますけども、野球場でもバックネット裏のあの施設を使えば、どんと金額が上がって、三沢よりも高い、八戸よりも高いとか、そういうことになって、一時もめたことがあったんですけども、それがどうなったのか。そこのところを教えてください。</p>
	<p>松林議長</p>	<p>財政管財課長。</p>
	<p>財政管財課長 (岡本啓一君)</p>	<p>お答えします。</p> <p>トレーニング器具の部分について、ご質問がありました。</p> <p>今回、新旧対照表は125ページにあります。この部分については、いわゆる今回の基本方針の見直しによって改正、特に金額とかに手をつけるということではなかった。今までと同じ、条例の規定上なんですけども、1回100円としたものについて、そのまま1回100円とするというような改正にしております。</p> <p>それから2つ目が、野球場の部分について、ご説明いたします。</p> <p>野球場の部分については、新旧対照表で言うと、136ページ・137ページでございます。分かりました。今回の屋外の部分については、基本的にそんなに金額については、手をつけてはいなかったと思います。ただ野球場とかについては、管理棟の部分の料金という設定がございましたが、ただこの野球場と管理棟、基本的にはこのセットでありましょうということで、今回整理いたしまして、シンプルな料金表としたものでございます。その管理棟の部分が入るか、入らないかによって、例えば近隣の市町村の野球場の使用料と逆転する部分があったかもしれませんが、今回の見直しによって、管理棟の部分はまず統合された形になりますので、ほかの市町村と比べて高いような状況になることは少ないのかなと。個別に比較していないような状況の答弁になりますけれども、そのように考えております。</p> <p>以上です。</p>

質疑	<p>松林議長</p> <p>7番 (澤上 訓君)</p>	<p>7番。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>下田公園の野球場、大幅にまず値段が下がったと理解いたしました。ありがとうございます。ご理解いただきました。</p> <p>それから、いちょう公園の話は同じかどうかというのに対しては、回答いただいていなかったかな。そういう気がしました。</p> <p>それからトレーニング室、今までたしか1時間100円という値段だったような気がしたんですけども、これ見れば、1回ということは、午前中使っても、午前、午後使っても100円と理解していいのでしょうか。</p>
答弁	<p>松林議長</p> <p>社会教育・体育課長 (三村俊介君)</p>	<p>社会教育・体育課長。</p> <p>それでは、お答えしたいと思います。</p> <p>まずトレーニング室は、1回ということでご理解いただきたいと思えます。午前中使っても100円、午後いっぱい使っても100円、1回100円ということになりますので。</p>
質疑	<p>7番 (澤上 訓君)</p>	<p>午前、午後使っても……。</p>
答弁	<p>社会教育・体育課長 (三村俊介君)</p>	<p>そうですね。1日で、午前、午後通じて使っても100円ですし、午前だけでも100円、午後だけでも100円ということでご理解いただきたいと思えます。</p> <p>あと、いちょう公園の野球場ですけれども、金額的にいくと、今回の改定によって、金額の変更はございません。一般の方が利用する場合とか、あと減免団体が利用する場合でも、金額的に変更はないんですけども、例えば減免団体が利用する場合は、これまでは使用料をとる、とらないにかかわらず減免だったんですが、今後は使用料をとる場合、例えば大会やる場合とか参加料をとる場合は2分の1ということで、210円ということになります。</p> <p>以上です。</p>
	<p>松林議長</p>	<p>7番。</p>

質疑	7 番 (澤上 訓君)	<p>大変ありがとうございます。</p> <p>トレーニング室、非常に有効に使えるような、すごく安いので、私も今びっくりしていました。ただ空調設備だけなんです。真夏の暑いときの、あの暑い中でやる1時間とか2時間とかって、非常に体に不調を与えてしまうというようなこともありますので、空調設備については、そのうち、後々考えていただいて、八戸でも1時間100円なんですけども、あれはエアコンとかそういうのも使っています。ですから、その辺のところは、これ1回100円ですからね。午前中いっぱい使っても100円というのは、魅力な部分があるなどは思っておりました。</p> <p>あとはまず大体空調設備だけで、ひとつよろしくお願ひします。</p>
答弁	松林議長 社会教育・体育課長 (三村俊介君)	<p>社会教育・体育課長。</p> <p>それでは、お答えします。</p> <p>町民交流センターのトレーニング室には、コロナの交付金を使って、空調設備が設置されておりましたので、今現在も使えるような状況になっておりましたので、お知らせしたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
質疑	松林議長 15番 (吉村敏文君)	<p>使えるそうです。</p> <p>15番。</p> <p>これは今他町村に合わせたの料金の見直しということなんですが、見直しによって、大体どのぐらいの、全体見れば、一応上がる収入になると思うんですが、いくらぐらいの増収を見ているのか。</p> <p>それと、あと文化協会、体育協会いろいろな形で、いろんな団体が利用しているわけなんですけど、今まではそれなりに利用してきて、そして今これで上がるということになったときに、利用率の低下のことにしましては、どのように考えているのか。他町村に合わせるの大事だろうとは思いつつも、じゃあ、その中で利用率が下がるというものに関しての捉え方は、どのように考えているのでしょうか。</p>
	松林議長	財政管財課長。

<p>答弁</p>	<p>財政管財課長 (岡本啓一君)</p>	<p>お答えします。</p> <p>今回の見直しに係る使用料の総額の増収の推計についてのご質問が1つ目でありました。その1つ目のご質問につきましては、先日の議員全員協議会にてご説明申し上げましたが、現在およそ400万円くらいの使用料のものが、およそ600万円前後になるだろうと推計をしてあります。</p> <p>それから2つ目ですね。使用率での関係でのご質問でございました。このご指摘につきましては、今まで無料でお使いいただいた減免団体が一部負担をすることで、利用率の低下が懸念されるのではないのかなというご質問かと思えます。</p> <p>今回の改正につきましては、減免団体の一部負担を求めると併せて、町外の利用者について、今まで倍額を要求していたものについて、今回は通常料金、地域間の格差をなくするという改正を併せて行ったものでございます。</p> <p>したがって、一部負担を求める減免団体につきましては、利用率の低下が若干あるのかも分かりませんが、その分、町外の方について、ご利用いただきやすくなる環境になるということで、公共施設全体の回転率の上昇に寄与していくものと。したがって、使用料総額がさらに増収する要因になるのかなと、逆に考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>松林議長 15番 (吉村敏文君)</p>	<p>15番。</p> <p>分かりました。</p> <p>今の話の中で、町外の方に配慮して使いやすくなるということになって、増額になるのではないかなという説明ですけども、それはそれでいいと思いますけれど、その前に、いろんな施設は、まず町民があつての話だと私は思っております。町内の方が使いやすく、そしてまたプラス町外の方も使いやすくと、利用しやすいということであれば、ある程度納得はできますけども、町外の利用の方の利用の使用率を上げておいて、そしてその分を、下がった分を、町外の方が利用するから、これで補ってプラスになるのではないかなという意見ではないかなと、私今思っているんですが、まず最初に町内</p>

<p>答弁</p>	<p>松林議長</p> <p>財政管財課長 (岡本啓一君)</p>	<p>の利用する方の体育協会なり、文化協会なりいろんな団体があるう と思うんですが、まずそこを先に考えるべきだと私は思うんですが、 その辺の考え方についてはどうでしょう。</p> <p>財政管財課長。</p> <p>お答えします。</p> <p>町内と町外の方の垣根が全くなくなるわけではなくて、町内で活 動する多くの団体については、減免団体という取り扱いを受けてい るかと思います。</p> <p>先日の議員全員協議会でもご説明申し上げましたが、減免団体に ついて、通常の料金を納めていただくということではなくて、公民 館系ですと、暖房も含めて使用料の半額を納めていただく。あと、 あるいは体育施設につきましては、普段の練習については変わらず、 減免団体につきましては無料でございますし、ただ、大会を開いて 長時間、1日とかそういった単位で施設を借り上げるといったとき には、ほかの利用者が使えない状況になることも勘案して、半額を 納めていただくというような感じにしておりますので、町内の利 用団体については、メリットがある状態というのは、なおも変わら ない状況であります。</p> <p>一方、町外の方については、当町の減免規定を受けるような状況 にありませんので、通常の料金をお支払いいただくというようなこ とで、町内外の格差というか、町内優先という部分については、変 わらずあるものと思います。</p> <p>あと、それと年間で、主にこの社会教育・体育課所管の施設につ きましては、年度当初で、町内の減免団体につきまして、優先して 使用の予約を受け付けているというようなことの配慮もしてありま すので、十分に町内の施設の利用者について配慮している部分につ いては、今後も変わりがないと考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>松林議長</p> <p>15番 (吉村敏文君)</p>	<p>15番。</p> <p>分かりました。</p> <p>私はこれで町内の方の利用もしやすい、それでまた町外の方も利</p>

<p>質疑</p>	<p>松林議長</p> <p>6 番 (佐々木勝君)</p>	<p>用しやすいような形、そしておいらせ町そのものが、やはりなかなか開かれているとか、そういうもので捉えてもらえればいいかなと思うんですけども、私は、おいらせ町はおいらせ独自のやり方があるんであれば、それでいいと思うんですよ。何でもかんでも他町村に合わせるといのは、私どうも解せないところがあるので、それを皆さんが使っていけるようであればいい。町外の方も、ここを使っていきたいというものであれば、それはいいと私は思うんです。だから、できるだけそういう形になっていってもらいたいなという思いの中で、今質問しましたので、まずよろしく。</p> <p>できるだけ利用率を上げて、使用率を上げて、そして町民が明るく楽しく、そして話し合いの場とか、憩いの場を持ちながら、そういう形で明るいまちづくりになっていければいいかなと思っておりますので、何でもかんでも他町村に合わせるといのはどうかというところもありまして、まずよろしくお願ひしますということで、終わりにいたします。</p> <p>6 番。</p> <p>6 番です。よろしくお願ひします。</p> <p>私から 1 点だけ。この件について、非常に、あるところでは大騒ぎをしていました。この前の説明会で、今回も含め、使用料が全般的に上がる。そうなれば、いろんな行事もできなくなるとか、会合もできなくなるとか、施設関係の使用料をとられるという話が先走って動いていたんですよ。実際、上がる話が今ありますけれども、ただ、あんまりそういった話が、何で先に漏れるのかなと。町民をあんまりにも不安に陥れているのではないかなと私は思いました。この件について、そうなれば、もう行事もできなくなるし、料金払うと参加者も減るなどかと、非常に脇でというか、周りが逆に騒ぎ過ぎて、上がる、上がると。</p> <p>ただ、さっき川口議員もお話ししていましたが、説明を分かりやすく、この部分は上がっていますけれども、この部分は下がっていますし、この部分は徴収をやめていますよとか、そういった感じで説明をしてほしいんですよ。</p> <p>例えば公民館、コミュニティセンターとかそういうのもそうなんですけど、そういう使用料も、あと「使うにも使用料がかかるみたい</p>
-----------	------------------------------------	--

		<p>だよ」という話が動いています。だから、余計安易に町民を不安がらせている部分がある。事実、上がるものは事実としても、不安がらせている部分があるので、その辺を慎重に気をつけていくのと、今、使用料の現行の料金と、上がった、下がったという説明を町民の方、あと年配の方、スポーツ関係やっている方、いろんなクラブ活動をやっている方もいますんで、分かりやすく説明をしてほしいなと思いますので、その辺を考えて、広報なり何なり、統一してほしいなと思います。私からはお願いします。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>松林議長</p> <p>6番 (佐々木勝君)</p> <p>松林議長</p>	<p>お願いしますね。</p> <p>はい。</p> <p>11番。</p>
質疑	<p>11番 (平野敏彦君)</p>	<p>私から何点か質問させていただきます。</p> <p>まず、今の改正で、町外の利用者の倍額を解消したというのは、私は評価したいと思います。いろんな意味で、それによって、町以外の人の利用者が増えることによって、交流は深まりますし、いろんなスポーツ的な部分、文化的な部分でのレベルアップにつながるのかなということで、評価をしたいと思います。</p> <p>それで、今いろいろ議論をしていますけれども、私は文化団体、スポーツ協会の団体、どこが今までと変わらないのか。この部分の周知の方法、どうして、どういう形で、いつの時期に、どういう方法で周知するのか。これまず第1点、聞かせてほしいと思います。</p> <p>それから、青森県は今国スポがムードを盛り上げようということで、町でもそういう組織を立ち上げました。そういう意味では、町のスポーツ振興策と、この改正に伴う部分で、どのような影響があるのか。想定しているのか。この点についてお聞かせいただきたいと思います。</p> <p>それから、この前の説明ですと、参加料を徴収する大会等については、使用料を徴収するということですが、私は町内でこういう大会開催をするということは、それなりに費用対効果を見れば、町の施設を使って、いろんな人が入り組んで消費をしていくという</p>

		<p>ことからすれば、逆に言ったら、無料で、無料というのは、主催する、主管する団体等には、逆に助成をするぐらいの対応が必要ではないかなど。いろんな意味で、今、大会参加料というのは、当然のごとくなっております。</p> <p>特に大会運営については基準があって、審判・レフェリー、様々なものに対する報酬・支払い、そういうのがあるわけで、町長も大会、町長杯のグラウンド・ゴルフとか、そういうのに行って分かっていると思いますけれども、400人とか、この規模のイベントが開催されるわけですね。普通の観光行事とか、そういうのは天候に左右されたりして、そういう規模の開催というのは、なかなか容易でないと私は思うんですよ。これがスポーツですと、確実に申し込んだ人が来るわけですから、この辺についても、ぜひ配慮してほしいし、町長の主催行事だけではなくて、町と共催する。そうすると、使用料は減免されるという説明聞いていますけれども、その共催する条件というのは、どういう方法でやれば共催になるのか。この点をお聞かせいただきたいと思います。</p> <p>それと……。</p>
質疑	<p>松林議長</p> <p>11番 (平野敏彦君)</p>	<p>11番議員さん、ちょっと質問を手短にお願いします。</p> <p>いや、だから説明ちゃんとしないと、答弁がそれなりに返ってきませんから、根拠をちゃんと説明しないと駄目でしょう。</p> <p>あと1つは、今言っている文化協会、スポーツ協会では、町を代表して参加する。そういう人方も毎年おります。国体出場する。やっぱりそういう人方が練習する環境をちゃんと整えるような、この部分は免除しますよという基準を明確に示してほしいということで、以上の点答弁をお願いします。</p>
答弁	<p>松林議長</p> <p>財政管財課長 (岡本啓一君)</p>	<p>財政管財課長。</p> <p>まず、1つ目のご質問です。いつどのような形で周知をしていくのかというご質問でございました。</p> <p>こちらにつきましては、施行年月日が来年の4月1日でありますので、毎月の広報にかみ砕いて分かりやすいような形で、いわばシリーズ物のようにして、今後、広報等に記事を作成し、掲載して、周</p>

	<p>松林議長</p>	<p>知することを予定してあります。</p> <p>それから、2つ目です。今回の取り組みが、スポーツ振興策にどのような影響があるのかといったようなご質問でございました。</p> <p>今回の使用料見直しにつきまして、公共施設を維持するために必要な財源の確保につながっていきますので、今後は公共施設の存続はもとより、今後適切な修繕だとか改修について、適切に行っていくことによって、スポーツ振興を行っていくための環境を今後も維持していくといったようなことの影響があるものと考えております。</p> <p>それから、3つ目の部分ですね。大会参加料を徴収する大会について、普通の減免団体ですと、半額等の使用料がかかるといったような部分についてのご質問でした。</p> <p>減免につきましては、減免団体の主催の場合については、半額いただくということではあるんですけども、町と共催すれば、使用料の半額というか、全部減免という部分について、全員協議会で説明をしたところであります。</p> <p>どのようにすれば、町と共催するのかというご質問ですよ。ひいては、どのようにすれば、大会参加料を徴収してもただになるのかというようなご質問のようにも聞こえるんですけども、町と共催ということについては、町がともに主催者として催すということですから、町と共催という部分があるわけで、町が業務として大会を主催するような、例えば町のスポーツ少年団の野球大会とか、そのようなものが当たるかと思っておりますけども、通常行われているスポーツ少年団主催のものだとか、協会が主催のものについては、町と共催するような環境にないのかなと考えております。</p> <p>4つ目の質問は、文化・スポーツ、町を代表する人もいないかなど。その人たちの活動を支援するための免除というものを検討してはくれないのかという話でございました。</p> <p>このたびの使用料の改正については、団体の借上げを前提としたものでありまして、現在のところ、個人に対する減免についての規定というのは、特別なものではありませんので、今のこの4つ目のご質問については、今後の検討課題として受け止めさせていただきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p> <p>11番。</p>
--	-------------	---

<p>質疑</p>	<p>11番 (平野敏彦君)</p>	<p>私は国スポ関係で、町のスポーツ関係の部分というのは、町教育委員会で、スポーツ振興部分で担っているわけですから、教育委員会がどう捉えているのか。やっぱりこの対策について、どう各団体にもPRするのか。この辺も教育委員会から、お聞かせいただきたいと思います。</p> <p>そして、現在活動している文化団体、それからスポーツ協会の各協会の団体、団体説明もあって、私も出たんですけども、ちょっと1回で理解するというのは、私はほとんどできないのではないかと。ほかの婦人の団体とか、そういうのを見ますと、非常に不安で、どうなるかという、活動も停止しなければ駄目ではないか。やめなければ駄目ではないかという声も聞こえていましたので、この辺は、やはりちゃんとした、今各議員方の質問ありますけれども、こういうケース、こういうケースということで、やはり極力今まで使っていた団体については、そう変更がない。あるとすれば軽微、この部分だけですよというものを、ちゃんと説明していったらいいのではないかと思うんですけども、町長、どう思いますか。ただ条例改正で通ったから、4月から施行ということではなくて、やっぱり町長、トップとして、いろんな町民に不安、そういう疑問をPRしていくという考えはないですか。</p>
<p>答弁</p>	<p>松林議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>今、私より詳しい人たちが説明しているんですけども、私、指名ありましたんで、まずもって、広報とかそういう部分で説明、あるいは通知しますし、させます。ただ、どうしても理解できない部分があったら、個々の団体なり個人が、電話でもいいし、来て、やっぱり今議会で話し合いしていても、行き違いもあると思うんで、この場合はどうですか、この場合はどうですかと、個々の不安に思う部分を相談してもらえれば、担当者でも詳しく説明できるのではないかなという気がしますんで、よろしくお願いします。</p>
<p>答弁</p>	<p>松林議長</p> <p>社会教育・体育課</p>	<p>社会体育・教育課長。</p> <p>それでは、お答えします。</p>

質疑	<p>長 (三村俊介君)</p>	<p>まず、最後の質問ですね。団体への説明の仕方といいますか、その辺をもっと分かりやすく説明したほうがいいんじゃないかという部分ですけれども、おっしゃるとおり、全体的な説明をしても、多分団体によって、様々な使い方をされている。施設もそうですけれども、団体も含めて、そうなると思います。</p> <p>それにつきましては、今後、全体的な説明はしましたけれども、こちらで、広報等で情報提供もしますし、改めてこちらから、事前に予約をとる段階でも、こういう形になりますよという例を示しまして、文書なんかでもそうですし、電話があった場合はその都度対応するというので、適宜やっぱりそのケースに応じた対応が必要かなと思っておりますので、その辺は今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。</p> <p>あとは、国スポの関連だったんですけれども、国スポに関しては、おいらせ町だけではなくて、ほかの市町村からも、練習でおいらせ町の施設を利用したりとか、いろんなケースが考えられると思います。</p> <p>そういった意味で、他町村の方が利用した場合は、倍額規定はなしにすると。適正な使用料をいただくことによって、それを施設の維持管理につなげるということで、その辺の国スポに向けて、いろいろと改修なり何なりというのは必要になりますので、その辺のために今回見直しして、適切な使い方をしていただくと、進めていきたいと思っております。</p>
	<p>松林議長</p>	<p>1 1 番、いいですか。</p> <p>1 2 番。</p>
	<p>1 2 番 (檜山 忠君)</p>	<p>お願いします。</p> <p>確かに広報等でのお知らせ的なのはいいんですけども、広報等だと一過性と言ったらいいかな。そのときだけ見るだけのそれになるので、一覧になったような、いつでも見られるような、例えばごみ収集の日とかそういうものの、ポスター的なそういう関係のお知らせ的なのをつくっていただけないでしょうか。</p> <p>私は施設をよく利用している者なんですけれども、そこら辺をお願いしておきます。これはいいです、答弁は。</p>

答弁	松林議長	<p>答弁いいと言っても、「つくってくれませんか」ということですから、つくってもらえるんですか。答弁してください。</p> <p>財政管財課長。</p>
	財政管財課長 (岡本啓一君)	<p>お答えします。</p> <p>周知の方法として有効だと思いますので、今後の参考にして、取り組みを検討したいなと思います。</p> <p>以上です。</p>
	松林議長	ほかに質疑ございませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	<p>なしと認め、本案に対する質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。討論はありませんか。</p>
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	<p>討論なしと認めます。これで討論を終わります。</p> <p>これから議案第51号について採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。</p> <p>2時40分まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午後 2時27分)</p>
	松林議長	<p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午後 2時40分)</p>
松林議長	<p>日程第8、議案第52号、おいらせ町下水道事業の設置等に関する条例の制定についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>地域整備課長。</p>	

当局の説明	地域整備課長 (栗嶋泰幸君)	<p>それでは、議案第52号について、ご説明申し上げます。</p> <p>議案書は31ページから34ページ、添付参考資料は139ページになります。</p> <p>本案は、令和6年4月1日から、公共下水道事業及び農業集落排水事業が地方公営企業法の財務規定を適用することに伴い、「おいらせ町下水道事業の設置等に関する条例」を制定するとともに、現行の「おいらせ町特別会計条例」及び「おいらせ町農業集落排水処理施設条例」について、所要の改正を行うため提案するものであります。</p> <p>最初に、条例制定の主な内容について、ご説明いたします。</p> <p>議案書の32ページから34ページをご覧ください。</p> <p>第1条では、公共下水道事業及び農業集落排水事業は、地方公営企業法の財務規定を適用し、下水道事業として設置することを、第2条では、地方公営企業法の財務規定の適用範囲を、第3条では、公共下水道の排水区域及び農業集落排水処理施設の処理区域を、第4条では、予算に定める重要な資産は、予定価格700万円以上の不動産等とすることを、第5条では、下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任について、議会の同意を得なければならない額は、5万円以上とすることを、第6条では、会計管理者が行う事務を、第7条では、議会の議決を要する負担付きの寄付等の価格は50万円以上、法律上の義務に属する損害賠償は20万円以上とすることを、第8条では、業務状況説明書類作成の時期と回数等に関し、必要な事項を定めるものであります。</p> <p>次に条例改正の主な内容について、ご説明いたします。</p> <p>添付参考資料の139ページをご覧ください。</p> <p>「おいらせ町特別会計条例」については、第1条「設置」の下水道事業に係る条項を削除し、「おいらせ町農業集落排水処理施設条例」については、第1条の「趣旨」の一部及び第2条の「施設の名称、位置及び処理区域」の全部を削除するものであり、いずれも新たな条例に定められた条項を削除等するものであります。</p> <p>なお、この条例は令和6年4月1日から施行するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p>
	松林議長	

当局の説明	(議員席) 松林議長	これから質疑を受けます。質疑、ございませんか。 **「なし」の声** なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ありませんか。
	(議員席) 松林議長	**「なし」の声** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第52号についてを採決をいたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(議員席) 松林議長	**「なし」の声** 異議なしと認めます。 よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。 日程第9、議案第53号、おいらせ町下水道事業整備基金条例の制定についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 地域整備課長。
	地域整備課長 (栞嶋泰幸君)	それでは、議案第53号について、ご説明申し上げます。 議案書は35ページから37ページになります。 本案は、令和6年4月1日から、下水道事業が特別会計から公営企業会計に移行することに伴い、「おいらせ町下水道事業整備基金条例」を制定するとともに、現行の「おいらせ町公共下水道事業整備基金条例」及び「おいらせ町農業集落排水事業整備基金条例」を廃止するため提案するものであります。 議案書の36ページ、37ページをご覧ください。 第1条では、地方公営企業法の財務規定を適用した下水道事業の基金を設置することを、第2条では、積立額の範囲を、第3条では、基金の保管方法等を、第4条では、基金の運用から生じる収益の処理を、第5条では、基金の繰替運用を、第6条では、財源が不足する場合は、基金を事業の経費及び地方債の財源に充てる場合の処分に関し、必要な事項を定めるものであります。 また、附則では、現行条例において、既に積み立てられた基金は本条例により、積み立てられた基金としてみなすことを定めており

当局の説明		ます。 なお、この条例は令和6年4月1日から施行するものであります。 以上で説明を終わります。
	松林議長	説明が終わりました。 これから質疑を受けます。質疑、ございませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ありませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第53号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	異議なしと認めます。 よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。 日程第10、議案第54号、おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 総務課長。
総務課長 (成田光寿君)	それでは、議案第54号について、ご説明申し上げます。 議案書38ページから67ページになります。 本案は、本年の青森県人事委員会勧告に準じて、町の一般職職員の給料月額、並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き上げ改定するとともに、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため提案するものであります。 改正の内容であります。給料月額については、若年層職員を重点に平均1.11%引き上げ、期末手当・勤勉手当については、支給割合を一般職職員で各手当0.05月分、合計0.1月分引き上げ、定年前再任用短時間職員では各手当0.025月分、合計0.05月分引き上げとなっております。	

	<p>改正条例は、39ページからの第1条と66ページからの第2条で構成しており、第1条では今年度適用分を規定、施行期日を公布日としております。第2条では来年度以降適用分を規定し、施行期日を令和6年4月1日としております。</p> <p>詳細につきまして、新旧対照表でご説明いたします。</p> <p>140ページをお願いいたします。140ページであります。</p> <p>まず、第1条関係、今年度適用分の改定です。第26条は期末手当の規定で、第2項、常勤の職員について、6月分は既に支給済みでありますので、12月分のみ0.05月引き上げ対応するものです。</p> <p>第3項は、定年前再任用短時間職員について、6月分は支給済みですので、12月分のみ0.025月分引き上げ対応するもので、読み替え規定で100分の70に改めます。</p> <p>第29条は勤勉手当の規定で、第2項第1号では、常勤の職員について、6月分は支給済みでありますので、12月分で0.05月分引き上げ対応するよう、100分の100に改めます。</p> <p>同項第2号は定年前再任用短時間職員について、6月分は支給済みですので、12月分で0.025月分引き上げ対応するよう、100分の47.5に改めます。</p> <p>141ページから159ページまでにわたり、給料表の改定を載せております。</p> <p>若年層職員を重点に平均1.11%引き上げ改定であり、別表第1、行政職給料表は事務職、別表第2、医療職給料表(1)は医師、別表第3、医療職給料表(2)は薬剤師等医療技術職、別表第4、医療職給料表(3)は保健師・看護師等、別表第5、教育職給料表は教育委員会の教育職、それぞれ職種ごとの給料表を改正いたします。</p> <p>160ページ、(2)は第2条関係、来年度以降の適用分の改定です。</p> <p>第26条、期末手当の規定について、年間の引き上げ割合を、6月と12月、それぞれ均等に割り振りします。</p> <p>第2項は常勤の職員の規定であり、6月と12月それぞれ均等に0.025月引き上げ対応するよう、100分の122.5に改めます。</p> <p>第3項は定年前再任用短時間職員の規定であり、6月と12月それぞれ均等に0.0125月引き上げ対応するよう、読み替え規定で</p>
--	--

		<p>100分の68.75に改めます。</p> <p>第29条、勤勉手当の規定についても、年間の引き上げ割合を、6月と12月それぞれに均等に割り振りしています。</p> <p>第2項第1号は常勤の職員の規定であり、6月と12月それぞれで0.025月引き上げ、100分の97.5に改めます。</p> <p>161ページ、第2号は定年前再任用短時間職員の規定であり、6月と12月それぞれ均等に0.0125月引き上げ、100分の46.25に改めます。</p> <p>また、第31条の2及び第31条の3、そして、その下の(3)おいらせ町職員の育児休業等に関する条例の改正の関係であります。地方自治体の非正規職員である、会計年度任用職員の処遇改善を目的に、地方自治法が改正され、来年4月施行のもと、勤勉手当支給が規定されましたので、これに対応して改定するものでございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
質疑	<p>松林議長</p> <p>13番 (川口弘治君)</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を受けます。質疑、ございませんか。</p> <p>13番。</p> <p>本案については、賛同するものでありますが、1つだけ確認、お知らせいただきたいと思うのが、職員の棒給に関してですが、当町は近隣の他町村に比べて、最初のスタートの棒給の初任というか、それが低い。他町村に比べて、スタートが何級か低いと、たしかそういう認識でいたんですが、今でもまだそういう他町村に比べて低いということになっておりましょうか。</p>
答弁	<p>松林議長</p> <p>総務課長 (成田光寿君)</p>	<p>総務課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>初任給の格付の話だと思いますが、初任給につきましては、県と同様に合わせてございますし、いずれの市町村とも同じものと認識してございます。</p> <p>以上です。</p>

<p>質疑</p>	<p>松林議長</p> <p>11番 (平野敏彦君)</p>	<p>11番。</p> <p>2点ほどお伺いいたします。</p> <p>第1点は、これは県の人事委員勧告に準じて条例改正をするということで、理解をいたします。</p> <p>それで、今、川口議員も質問したんですけども、初任給の格付は、県とどこの町村とも同じだと。私は前に確認したとき、職員の給料が上北郡で一番低いんだということで認識して、改善をするよう要請したんですけども、今現在その位置づけはどのなんですか。上北郡7町村の中で、前は下のほうだった。どう改善したのか。位置づけをお知らせいただきたいと思います。</p> <p>それから、もう1点、39ページのところで、行政職給料表があります。前にも確認したのか、忘れたのか分かりませんが、この号給の換算額というのは100円、200円、300円、400円、これでいったら1級、2級、3級、4級、6級まであるんですけど、どういう形で2級、3級、4級に切り替えしていくのか。どこまでいったら、例えば1級から2級に行くのか。1級の最高のあれが93まであるわけで、死ぬまではこれでいく人もあるのかなという。だから退職するまでこれでいく人もあるのか、それとも、何年すれば2級にいきますよ。ここで、2級で在職何年すれば3級にいきますよ。在職何年で4級にいきますよという基準があったらお知らせください。2点です。</p>
<p>答弁</p>	<p>松林議長</p> <p>総務課長 (成田光寿君)</p>	<p>総務課長。</p> <p>2点ほどご質問いただきました。上北郡内の市町村との給料の差と、それから昇給・昇格の基準のこの2点のご質問いただきました。</p> <p>今、手元にそういった資料、細かいものがございませんので、覚えている範囲内でお答えいたしますので、ご了解いただきたいと思います。</p> <p>まず1点目の給料の格差であります、いわゆるラスパイレス指数のことだと思っております。以前も一般質問でご質問を受けたところがございます。</p> <p>ラスパイレス指数というのは、国を100とした場合に、地方公務員の給料の差がどれぐらいあるのかという、その差でございます</p>

が、たしか以前一般質問で質問受けたときに、上北郡の中でも、おいらせ町は低いところであるということで認識はしてございます。ただ初任給、先ほど川口議員のご質問に答えたとおり、初任給そのものはみんな一緒でございます。

要は、次の質問にも関連いたしますが、1級から2級、2級から3級、4級から5級、こう昇格していくわけですが、その際の年数等が、やっぱり市町村それぞれ基準が違いますので、その辺のことで、それからあと職員の構成ですね。高卒・大卒それぞれの計算式でラスパイレス指数を計算しますが、その職員の数とかによっても若干影響が出てきますので、その辺の影響で、ラスパイレス指数が上北郡内でも低い状況にあります。

改善しないのかということですが、職員の給料が低いということは認識してございますので、その部分は今、組合と交渉しながら、当課でも賃金が改善するような形で、いろいろ検討に入っているところでございます。少しでもラスパイレス指数が改善できればいいのかなと思ってございます。

それから、昇給・昇格の基準の関係であります。今、平野議員からご質問があったのは、ちょうど39ページの行政職給料表がございまして。1級、2級、3級、4級、5級、6級と級がありますが、事務職については、それぞれ役職というものがございまして。1級については主事、2級については主査、3級は主任主査、4級は主幹、5級は副参事、あと4級が主幹と課長補佐ですね。5級が課長と副参事、6級が参事ということで、それぞれ職名ごとに職務の級が与えられていることになっております。

あと1級、何年たったら2級にいくんだとか、あと2級、何年いけば3級にいくんだというご質問もございましたが、これは上の級にいくためには、人事評価等できちんと勤務評定をして、上の急にいくのがふさわしいと認められれば、上の級にいくことになりまして、それから一定の、それぞれの級にある程度の年数を経て、上にいくことにしていますので、今細かいところまでは持ち合わせてございませんが、永久に1級のままでいる、永久に2級のままでいるということはございません。

それから1級から2級、2級から3級にいくのとはまた別に、各号給ですね。給料表でいくと、今度、下に1、2、3、4、5、6とありますが、毎年1年に1回4号ずつ昇給することが決まっております。

<p>質疑</p>	<p>松林議長</p> <p>11番 (平野敏彦君)</p>	<p>いますので、毎年1月1日付で4号給アップすることになっていま す。これ町の給与条例等の規則にのっとって運用しているところ でございます。</p> <p>るる申し上げましたが、ラスパイレス指数の賃金の改善のところ、 それから昇格・昇給の基準のところも、それぞれ一定の基準にの っとって運用していますし、あとは上北郡内で低いことも十分認識し てございますので、賃金改善に向けて、今当課でいろいろ研究して いるところでございます。</p> <p>以上です。</p> <p>11番。</p> <p>初任給の格付は了解しました。</p> <p>それから昇格・昇給の基準、人事評価でやるということですが、 最低1年に4号給、これでいきますと、16万2,100円の初 任給をもらった人が、16万5,500円になるということに理解 しているのか。それでも、ここにいれば、四十何年間か、93まで あるから、二十何年は人事評価が悪い人がいることになるのかなと いう思いがするんですけども、ただ一定の年数で、ここにいる年数 で次に上げていますよということですけども、明確な基準がないと いうのは、働く職員の意欲が生まれるんですか。ここはちゃんと明 確にして、職員に示したほうがいいんじゃないですかというのが1 点。</p> <p>それから、ラスパイレスで上北郡の給与比較をしていますけれど も、私は簡単に議会で理解するには、高卒で何年でいくら、おいら せ町は、大卒で何年で、例えば10年、10年、10年で、上北郡も 同じような形で、同じ高卒10年で、例えば東北町いくら、七戸い くら、野辺地いくら、六戸いくら、おいらせ町いくらと、簡単に全員 が「なるほど」と、分かりやすいような形で、変な数字を、ラスパイ レスのああいふ計算方式を用いない形で、対比して示してほしいと 思います。</p> <p>ですから、今課長は資料がないというんですけども、本来こういう 部分については、やはりそういうものをちゃんと加味した形で、準 備して、議会に臨むべきだと思いますよ。明日までに今言ったのを 提出してください。</p>
-----------	------------------------------------	---

<p>答弁</p>	<p>松林議長</p> <p>総務課長 (成田光寿君)</p>	<p>以上です。</p> <p>総務課長。</p> <p>答弁に困ってしまいますが、お答えいたします。</p> <p>まず、平野議員から今ご要望のあったことにつきましてですが、例えば上北郡内の給料の差を分かるようにというお話がありました。</p> <p>昇格の基準ですね。何級を何年勤めたら上の級に行くかというのは、それぞれの市町村の人事上の運用の話でございますので、規則とか条例にのって運用しているものでございませんで、一切公表はされてございません。あくまでも人事内部の資料でありますので、恐らくこちらで、ほかの市町村に問いかけても出せるものではないと思っております。</p> <p>よって、公表されているもので比較するものは、先ほど言ったラスパイレス指数でしかございません。あとは、参考等できるのは、年に1回どこの市町村も人事行政等の公表ということで、ホームページとか広報で、職員の平均の給料を載せてございますので、それらを各市町村から集めて一覧にして比較することはできます。整理しますと、昇給・昇格の基準は、人事内部の資料でございますので、表には公表されていませんで、情報収集はほぼ無理だと思っております。公表されているものとすれば、ラスパイレス指数とか、人事行政の公表されている給料等の平均のもので示すしかないものと思っております。</p> <p>それから、今回、人事委員会勧告というものの給与改定について、議案を上程いたしました。それに関する資料として、給料等の比較もというお話がございましたが、こちらで提案しているのは、あくまでも給与条例の、現行条例の給与の改定についてのご提案でございますので、先ほどおっしゃられた資料等については、対応いたしかねますことをご理解ください。</p>
<p>質疑</p>	<p>松林議長</p> <p>11番 (平野敏彦君)</p>	<p>11番。</p> <p>私が言っているのは、各町村の昇格基準を示してくださいということではない。町でちゃんと昇格基準を設定すべきだということ</p>

		<p>言っているわけですよ。だから、ちゃんと聞いたとおりに答えればいいですよ。簡単ですよ。</p> <p>それから、言った高卒・大卒の単純比較はできないんだということですけども、各町村の広報で、決算とかそういうので、給料毎年公表していますよ。それで、高卒のあれを全部上北郡比較して、出せばいいんじゃないですか。おいらせも出ているでしょう。大卒は何ぼ、高卒は何ぼ。六戸だってどこでも、私、広報見たらついていましたよ、三沢だって。それで比較すればいいじゃないですか。それを提示すればいいんです。それが提示できないというのはおかしいんじゃないですか。別に難しいわけでもない。</p> <p>他の自治体から聞かなければ駄目だというわけではない。それができないというのは、どういう理由ですか。</p>
答弁	<p>松林議長</p> <p>総務課長 (成田光寿君)</p>	<p>総務課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>整理いたしますと、昇格・昇給の基準については、人事内部のルールでありますので、当町においても外には出しておりませんし、ほかの市町村でもそっちは出しておりません。そこはご理解ください。</p> <p>それから、2つ目の給料の平均の額については、さっき私も申し上げましたが、人事行政の公表の中に項目としてございますので、外部にはもともと公表しているものですから、それを情報提供することは可能です。初任給もそのとおりでございます。</p> <p>以上です。</p>
答弁	<p>松林議長</p> <p>副町長 (小向仁生君)</p> <p>松林議長</p> <p>(議員席)</p> <p>松林議長</p>	<p>副町長、何かつけ加えることはありませんか。</p> <p>ありません。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: right;">** 「なし」 の声 **</p> <p>なしと認め、本案に対する質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。討論はありませんか。</p>

当局の説明	(議員席) 松林議長	<p style="text-align: right;">** 「なし」 の声 **</p> <p>討論なしと認めます。これで討論は終わります。</p> <p>これから議案第54号について採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	(議員席) 松林議長	<p style="text-align: right;">** 「なし」 の声 **</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>日程第11、議案第55号、おいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>総務課長。</p>
	総務課長 (成田光寿君)	<p>それでは、議案第55号について、ご説明申し上げます。</p> <p>議案書68ページ、69ページになります。</p> <p>本案は、青森県人事委員会勧告に準じて行う町一般職職員の給与改定に鑑みて、町長、副町長、教育長の期末手当の支給割合を改定するため提案するものであります。</p> <p>改定の内容であります。町長、副町長、教育長の期末手当の支給割合を0.05月分引き上げるものです。改正条例は第1条と第2条で構成し、第1条では今年度適用分を規定、施行期日は公布日、第2条では来年度施行分を規定、施行期日は令和6年4月1日としております。</p> <p>詳細、新旧対照表でご説明いたします。</p> <p>163ページをお願いいたします。163ページです。</p> <p>上の表、(1)が第1条関係であります。今年度支給分に関する規定で、第7条第2項期末手当の支給割合について、12月分で0.05月分引き上げるよう、100分の167.5に改めます。</p> <p>その下、(2)第2条関係は来年度以降支給分のものであります。第7条第2項期末手当の支給割合、6月分と12月分それぞれで0.025月分引き上げるよう、100分の165に改めます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	松林議長	説明が終わりました。

		これから質疑を受けます。質疑、ございませんか。
	(議員席) 松林議長	<p style="text-align: right;">** 「なし」 の声 **</p> <p>なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ありませんか。</p>
	(議員席) 松林議長	<p style="text-align: right;">** 「なし」 の声 **</p> <p>討論なしと認めます。これで討論終わります。 これから議案第 5 5 号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
	(議員席) 松林議長	<p style="text-align: right;">** 「なし」 の声 **</p> <p>異議なしと認めます。 よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。</p>
時間延長の告知	松林議長	ここで時間延長をいたします。
時間延長の告知の訂正	松林議長	今の時間延長を訂正いたします。
	松林議長	<p>日程第 1 2、議案第 5 6 号、おいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。 総務課長。</p>
当局の説明	総務課長 (成田光寿君)	<p>それでは、議案第 5 6 号について、ご説明申し上げます。 議案書 7 0、7 1 ページになります。</p> <p>本案は、町特別職の改定に準じて、町議会議員の期末手当の支給割合を改定するため提案するものであります。</p> <p>改定の内容ですが、町特別職の期末手当の引き上げ改定に合わせて、町議会議員の期末手当の支給割合も 0. 0 5 月分引き上げるものであります。</p> <p>改正条例第 1 条と第 2 条で構成しており、第 1 条では今年度適用分を規定、施行期日は公布日、第 2 条では来年度施行分を規定、施行期日は令和 6 年 4 月 1 日としております。</p>

<p>当局の説明</p>		<p>詳細につきまして、新旧対照表164ページでご説明いたします。 164ページです。</p> <p>上、(1)第1条関係であります。今年度支給分に関する規定で、第5条第2項期末手当の支給割合について、12月分で0.05月引き上げるよう、100分の167.5に改めます。</p> <p>その下、(2)第2条関係は来年度以降支給分で、第5条第2項期末手当の支給割合について、6月と12月それぞれで0.025月引き上げ対応するよう、100分の165に改めます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	<p>松林議長</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を受けます。質疑、ございませんか。</p>
	<p>(議員席)</p>	<p>***「なし」の声***</p>
	<p>松林議長</p>	<p>なしと認め、本案に対する質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。討論ありませんか。</p>
	<p>(議員席)</p>	<p>***「なし」の声***</p>
	<p>松林議長</p>	<p>討論なしと認めます。これで討論を終わります。</p> <p>これから議案第56号について採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	<p>(議員席)</p>	<p>***「なし」の声***</p>
	<p>松林議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>日程第13、議案第57号、おいらせ町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>総務課長。</p>
<p>総務課長 (成田光寿君)</p>	<p>それでは、議案第57号について、ご説明申し上げます。</p> <p>議案書72ページ、73ページになります。</p> <p>本案は、町職員の特殊勤務手当のうち、防疫等作業手当について、県の取り扱いに準じて改定するものであり、家畜伝染病の防疫作業における支給限度額を引き上げるものであります。</p>	

		<p>詳細につきまして、新旧対照表でご説明いたします。</p> <p>165、166ページをお願いいたします。165、166ページです。</p> <p>まず、手当の名称、「防疫等作業手当」について、県の名称に合わせて「感染症等防疫等作業手当」に改めます。</p> <p>そして、第3条が今回の改正対象となる手当であります。これまでのいわゆる感染症法の防疫作業に加え、第2号として、家畜伝染病の防疫作業に関する従事を手当対象に追加し、その手当を一日600円の範囲内とするものであります。</p> <p>こちら県の規定に合わせた内容となり、具体的には高病原性鳥インフルエンザが発生した際の防疫作業が想定されます。</p> <p>なお、条例の施行は、公布の日からとしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
質疑	松林議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を受けます。質疑、ございませんか。</p> <p>11番。</p>
答弁	11番 (平野敏彦君)	<p>73ページのところの第3条第2項旧210円とするを、600円の範囲内で規定、規則で定めるとあるんですが、これは実際いくらになるんですか。</p>
	松林議長	<p>総務課長。</p>
	松林議長	<p>総務課長 (成田光寿君)</p> <p>条例にありますとおり、600円の範囲内で、規則で定めるということになっております。条例可決後に、規則の制定作業に入りますが、具体的にはいくらというのは、まだこの場では決めてございません。</p> <p>以上です。</p>
	松林議長	<p>いいですか。</p> <p>ほかに質疑ございませんか。</p>
	(議員席)	<p>***「なし」の声***</p>
	松林議長	<p>なしと認め、本案に対する質疑を終わります。</p>

当局の説明	(議員席) 松林議長	これから討論を行います。討論ありませんか。 **「なし」の声** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第57号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
	(議員席) 松林議長	**「なし」の声** 異議なしと認めます。 よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。 日程第14、議案第58号、おいらせ町甲洋・下田小学校区子育て世代定住助成金交付条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 政策推進課長。
	政策推進課長 (柏崎勝徳君)	それでは、議案第58号について、ご説明申し上げます。 議案書74ページ、75ページになります。 本案は、さきの議員全員協議会において概要をご説明していましたが、甲洋小学校区及び下田小学校区の人口減少及び少子高齢化対策として、転入または転居者のうち条件を満たす者に対して、定住助成金を交付する制度であります。令和6年3月31日をもって失効することから、これを令和9年3月31日までの3年間延長し、引き続き実施するため、条例の附則で規定する失効期日の改正を提案するものであります。 その内容につきましては、添付参考資料の新旧対照表でご説明いたしますので、167ページをご覧ください。 附則第2項条例の失効において定める期日、令和6年3月31日を令和9年3月31日に改めるものであります。 なお、施行日は、公布の日からとするものであります。 以上で説明を終わります。
松林議長	説明が終わりました。 これから質疑を受けます。質疑、ございませんか。 11番。	

<p>質疑</p>	<p>11番 (平野敏彦君)</p>	<p>この部分については全員協議会でも説明があり、理解をしました。 町長からの、この補助金を継続するという強い思いが示されたんですけれども、要はこれから、いろんな形でまたPRをしていってもらえればと思うんですよ。 実際に、今甲洋小学校区を見れば、建て売り住宅が結構増えているんですよ。それに入ってきている。子どもを持った親が入ってきていますんで、今もまた2棟建っています。そういう意味では、やっぱり今この制度がまた継続しますよというのは、もっと大々的にPRして、住宅建築に誘導できるような形でPRしていただけますように、町長、取り組みをお願いします。</p>
<p>答弁</p>	<p>松林議長 町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。 大変力強いご支援いただきまして、ありがとうございました。 これは、やはり甲洋小学校学区・下田小学校学区、昔の一次産業がメインの地区であったのかな。そういう部分で、一次産業が、高齢化が進んで、やってくれる人、続けていってくれる人が少なくなっているという状況で、変な話ですけれども、おいらせ町が発展を続けている中におきまして、少し過疎が進んでいる部分もあるのかなという気がしておりますんで、そういう部分を含めて、新しく住んでくれる人たちが甲洋にはあるということですし、また下田小学校学区でも、若い人たちが何軒か家を建てている部分もあります。 しかしながら、子どもたちはそんなに減ってはいないんですけど、増えていないということもありますんで、今お力添え、あと押しがあったんで、大々的に宣伝できるかどうか。どういう方法があるか。担当課と相談しながら進めていきますんで、よろしくご支援のほどお願いします。</p>
	<p>松林議長 (議員席) 松林議長</p>	<p>よろしいですか。 ほかに質疑ございませんか。 **「なし」の声** なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 これから討論行います。討論ありませんか。</p>

当局の説明	(議員席) 松林議長	<p style="text-align: right;">** 「なし」 の声 **</p> <p>討論なしと認めます。これで討論終わります。</p> <p>これから議案第58号について採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	(議員席) 松林議長	<p style="text-align: right;">** 「なし」 の声 **</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>日程第15、議案第59号、おいらせ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>税務課長。</p>
	税務課長 (久保田優治君)	<p>それでは、議案第59号について、ご説明申し上げます。</p> <p>議案書は76ページから79ページ、新旧対照表は168ページから171ページになります。</p> <p>本案は、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」による国民健康保険法及び地方税法の一部改正等に伴い、産前産後期間における保険税の減額制度が創設され、令和6年1月1日から施行となることから、所要の改正を行うため提案するものであります。</p> <p>主な改正内容を新旧対照表で説明しますので、168ページをご覧ください。</p> <p>まず、一番下の段の第23条国民健康保険税の減額では、次のページになりますが、第3項として、産前産後期間における出産被保険者の保険税の減額に関する規定を追加するものです。</p> <p>減額の内容は、第3項の本文のほか、(1)の第1号から次のページにかけての第6号までの中で、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額のうち、出産被保険者に係るそれぞれの所得割額と均等割額を、単胎妊娠の場合は4月分、双子以上の多胎妊娠の場合は6月分を、当該年度の課税総額から対象月数を案分して減額するものです。</p> <p>次に、同じ170ページ一番下の段、第24条の4の追加であります。こちらは出産被保険者に係る届け出について、届け書の記載事項や提出要件、並びに届け書の省略要件などを各項で規定する</p>

		<p>ものです。</p> <p>最後に、附則の説明をしますので、議案本文79ページへお戻りください。</p> <p>中段以下に附則を規定しておりますが、第1項では、本改正条例の施行期日を、法令等の施行期日に合わせて、令和6年1月1日としております。</p> <p>また、第2項の適用区分では、改正後の条例規定は令和5年度分の保険税のうち、令和6年1月以後の期間、年度に係る保険税から適用し、施行日前には遡及しない旨を規定しております。</p> <p>簡単ですが、以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を受けます。質疑、ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>松林議長 (議員席)</p> <p>なしと認め、本案に対する質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。討論ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>松林議長 (議員席)</p> <p>討論なしと認めます。これで討論を終わります。</p> <p>これから議案第59号について採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>松林議長 (議員席)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>日程第16、議案第60号、おいらせ町印鑑条例の一部を改正する条例について議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>町民課長。</p> <p>それでは、議案第60号につきまして、ご説明申し上げます。</p> <p>議案書の80ページ、81ページ、新旧対照表は172ページになります。</p>
<p>当局の説明</p>	<p>町民課長 (松山公士君)</p>	

		<p>本案は、「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」の改正法が令和5年5月11日に施行されたことに伴い、マイナンバーカードに搭載されている電子証明書について、スマートフォンにも電子証明書を搭載することが可能となりました。</p> <p>現在運用中のコンビニ交付サービスにおいて、従来のマイナンバーカードを用いた方法に加え、電子証明書が搭載されたスマートフォンを用いて交付を受けることが可能となるため、おいらせ町印鑑条例について規定を改正するものでございます。</p> <p>改正内容につきましては、新旧対象表172ページ、ご覧いただきたいと思えます。</p> <p>上段の左側が改正案になっておりまして、第13条の2の2行目に個人番号カードとありまして、これはマイナンバーカードのことになります。下線がありまして、中段のところにもたまたま、移動端末設備とありますが、スマートフォンのことを言います。ということで、新たに個人番号に加えて、今度スマートフォンでコンビニ交付できるということの規定をここに追加しているところでございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を受けます。質疑、ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">** 「なし」 の声 **</p> <p>松林議長 (議員席)</p> <p>松林議長 なしと認め、本案に対する質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。討論ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">** 「なし」 の声 **</p> <p>松林議長 (議員席)</p> <p>松林議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。</p> <p>これから議案第60号について採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">** 「なし」 の声 **</p> <p>松林議長 (議員席)</p> <p>松林議長 異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。</p>
--	--	--

		<p>お諮りします。</p> <p>本会議における本日の議案審議については、議案第60号についてまでとし、議案第61号についてからの審議は、明日引き続き行いたいと思います。これにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本会議の議案の審議は、そのように取り扱うことに決しました。</p> <p>これで、本日の会議を閉じます。</p> <p>明日の本会議は、引き続き本会議場において、午前10時から議案の審議を行います。</p> <p>本日は、これで延会いたします。大変ご苦労さまでございました。</p> <p style="text-align: right;">(延会時刻 午後 3時27分)</p> <p>修礼を行いますので、ご起立願います。</p> <p>礼。</p>
次回日程の報告	(議員席) 松林議長	
延会宣告	松林議長	
	事務局長 (佐々木拓仁君)	

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 6 年 3 月 7 日

議 長 松 林 義 光

副 議 長 吉 村 敏 文

署名議員 樽 山 忠

署名議員 平 野 敏 彦